東十郎古墳群

昭和四十一年三月

東十郎古墳群

佐賀県教育委員会

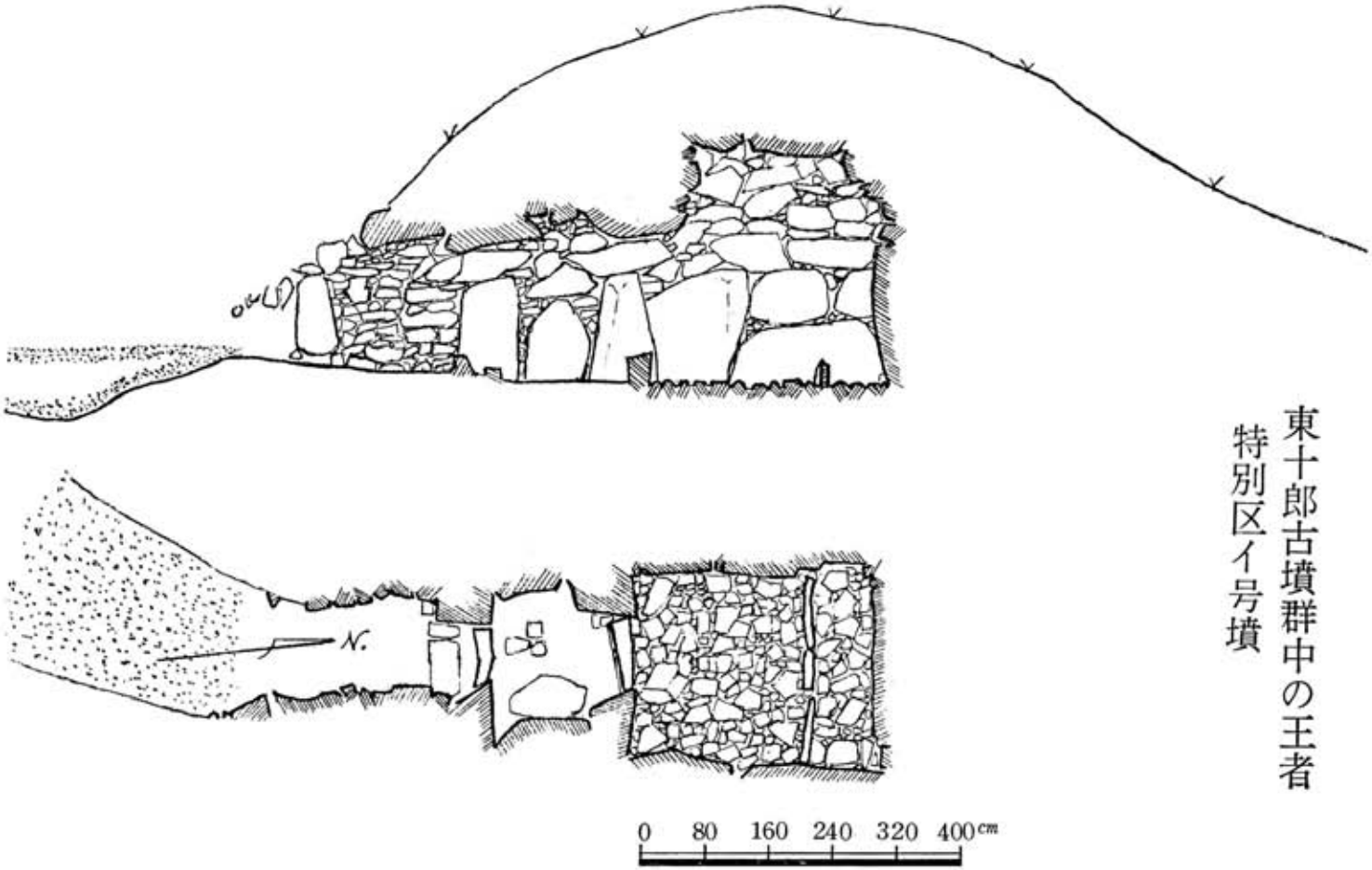

東十郎古墳群中の王者
特別区イ号墳

九大考古学教室　林　敬二郎

序

最近における農業構造改善事業の推進や道路・住宅等の建設事業は著るしいものがあり、それに伴なって遺跡の破壊と湮滅という文化財保護の上から憂慮すべき事態が生じているのでありますが、関係各機関の協力によって遺跡の破壊される前に緊急調査を実施するという事例が増加しつつあることは、喜ばしいことであります。

鳥栖市に河内防災ダムが建設されることになり、このダムへの付替道路が計画されましたが、付替道路計画線上に東十郎古墳群が所在しているため、県土地改良課および河内ダム建設事務所の協力援助をえて、道路建設以前にこの古墳群の緊急調査を実施することになりました。しかし、道路建設路線が未確定であること、個々の古墳を調査したのみでは古墳群の性格を究明することが不可能であることなどにより、この古墳群全体の発掘調査を実施したのであります。

この発掘調査は、県と鳥栖市の教育委員会が主催し、調査期間は、八月十日から十月十五日までの長期におよび、この古墳群地帯に群在している七十八基の古墳の調査を完了したのであります。この多数におよぶ古墳の発掘調査を県、市教育委員会が直接担当して実施したことは、恐らく全国に例のないことであり、本県における発掘調査に一劃期をもたらすものであろうと考えられます。この発掘調査は、非常に大規模なものであったが、当初の予定通りに終了することができたのは、調査担当者の努力はもとより実に多くの方々の温かい援助と協力のたまものであり、厚く感謝の意を表する次第であります。

東十郎古墳群の発掘調査の報告書を刊行するに当って、本書をこの古墳群発掘調査の関係者に微意の一端としてお贈りするのでありますが、本県における古墳研究の資料として十分活用くださるよう希望する次第であります

昭和四十一年三月

佐賀県教育委員会

教育長　久米三千夫

例言

一、本書は、昭和四十年に実施した鳥栖市東十郎古墳群発掘調査の報告書である。

一、報告書作成に当っては、九州大学文学部鏡山猛教授の指導助言をえて、県教育委員会文化財係長木下之治調査主任が執筆に当った。

一、地図は、国土地理院発行のもの以外に、鳥栖市役所および河内ダム建設事務所より提供をうけたものを使用した。

一、写真は、県教育委員会文化財係安本雪男調査員が撮影したものを主として使用した。

一、古墳の実測図は、九州大学文学部考古学教室林敬二郎、県立鳥栖工業高等学校教諭松隈嵩および大隈悟、県教育委員会文化財係安本雪男および木下之治の諸氏が作成したものを、木下調査主任が一部補正し使用した。

一、遺物の実測図は、九州大学文学部考古学教室小田富士雄、宮小路賀宏、石松好雄の三氏が作成したものを使用させてもらった。

一、古墳の分布図は、鹿島市東部中学校中村勲教諭が主として作成し、一部県教育委員会文化財係安本雪男および牟田口英治の両調査員が補充したものを使用した。

目次

一、調査の経過……一
二、地形と環境……八
三、遺跡……一四
㈠ 古墳の概要……一四
㈡ 封土……二四
㈢ 石室……二八
㈣ 羨道前の遺構……四七
四、遺物……四八
㈠ 土器……五三
㈡ その他の遺物……六二
五、考察……六七

附図目次

第一図　鍬入れ式……二
第二図　調査員宿舎……三
第三図　遺跡所在地付近の地形図……九
第四図　東十郎古墳群所在地全景……一〇
第五図　東十郎古墳群所在地付近の現状図……一一
第六図　上の車部落付近の元禄絵図面……一三
第七図　東十郎古墳群付近の古代要図……一三
第八図　東十郎古墳群分布図……一六—一七
第九図　第一区古墳分布図……一七
第一〇図　第二区古墳分布図……一八
第一一図　第三区古墳分布図……一九
第一二図　第四区古墳分布図……二〇
第一三図　封土および石室断面図……二五
第一四図　封土がなくなっている古墳……二五
第一五図　封土の列石実測図……二七
第一六図　地山と石室との関係図……二九

第一七図　長頸壺形石室および敷石床……二九
第一八図　第三区一号墳の玄室および封土断面図……三〇
第一九図　屍床のある特別区イ号墳……三〇
第二〇図　羨道の片側が著るしく発達している第四区九号墳……三一
第二一図　A式の古墳……四四―四五
第二二図　特色ある第四区三号墳の石室平面図……四五
第二三図　副室を有する第七区三号墳実測図……四五
第二四図　第四区四号墳の配石遺構……四六
第二五図　未盗掘墳における遺物の配置……四九
第二六図　未盗掘墳の遺物出土状況……四九
第二七図　封土端遺物出土地……五一
第二八図　糸切底拓影……五四
第二九図　土器のへら描文様拓影……五五
第三〇図　第一区二号（一～六）・三号（七～一二）・六号（一三～一五）・七号（一六～二八）……七一
第三一図　第二区一号（一）・二号（二～五）・五号（六～一三）・七号（一四）・九号（一五）・一一号（一六～一七）・一三号（一八～二〇）・一四号（二一～二二）・一七号（二三～二六）・一八号（二七～二九）・二〇号（三〇～三四）……七二
第三二図　第三区一号（一～七）・二号（八）・三号（九）・四号（一〇～一一）・五号（一二～一五）・六号（一六～二五）・第七区三号（三一～三二）・五号（三三）・六号（三四～三五）……七三
第三三図　第五区一号（一～五）・二号（六～一〇）・四号（一一～二三）・六号（二四～二七）……七四

第三四図　第六区三号（一～三）・四号（四～一六）・五号（一七～二〇）・七号（二一～二五）・八号（二六～二九）・一〇号（三〇～三四）…七五
第三五図　第五区五号（一～一七）・イ号（一八～二四）・第七区七号（二五～三一）……七六
第三六図　イ号……七七
第三七図　イ号――一～五・七～一六（須恵器）　二六～三三（土師器）
ロ号――一七～二五（須恵器）　八号――六（須恵器）……七八
第三八図　装身具・刀子・刀装具・鏃……七九
第三九図　工具・馬具……八〇

附表目次

第一表　古墳の概要一覧……三四
第二表　古墳の玄室の大きさによる分類……四四
第三表　出土土器一覧表……五六
第四表　須恵器へら描文様一覧表……六〇
第五表　出土鉄器類一覧表……六四
第六表　出土装身具一覧表……六六

一、調査の経過

鳥栖市に河内防災ダムが建設されることになり、このダムへの付替道路が計画されたが、付替道路計画路線上に多くの古墳が点在しているということを県教育委員会が知ったのは昭和三八年八月頃のことであった。一二月二六日、県社会教育課文化財係安本主事は、鳥栖市教育委員会や鳥栖市役所企画課の係員および河内ダム建設事務所の中村輝治氏とともに現地を調査し、道路計画路線に十数基の破壊古墳が存在していることを確認するとともに、これらの古墳が佐賀県遺跡台帳「鳥栖市・三養基郡の部、古墳時代の第八九号～第九三号」の遺跡に該当していることを報告した。三九年一月一六日、木下は現地の状態を視察。三九年五月二五日、県社会教育課の古賀課長および安本主事は、鳥栖市教育委員会岩橋係長、河内ダム建設事務所中村氏とともに現地を視察し、関係者と協議した。こえて四〇年三月九日、県社会教育課の古賀課長、園田庶務係長・安本主事は、県文化館の佐々木氏、鳥栖市教育委員会の権藤教育長、河内ダム建設事務所の相川所長などとともに、現地を詳しく踏査し、道路建設予定路線に約二〇基の古墳が存在していることを確認し、鳥栖市教育委員会および河内ダム建設事務所の関係者と、古墳保護のための道路計画の設計変更・古墳発掘調査の実施計画等の具体的問題について協議した。ダム建設事務所においては、古墳保護のために道路建設計画の設計変更を慎重に検討したが、設計変更は不可能であるという結論に達した旨、県社会教育課に連絡があった。

そこで、五月二十八日と二十九日の両日、県社会教育課の西原課長補佐・園田庶務係長・木下の三名は、鳥栖市教育委員会の長係長および松隈氏、河内ダム建設事務所の中村氏とともに、道路計画路線を踏査して、所在する古墳数・古墳の規模と現状・調査のため伐採する必要のある樹木数等を記録し、六四基の古墳を確認してこれに番号杭を立てるとと

に、発掘調査に必要な人員・日数および経費等について検討を加えた。六月十八日、県社会教育課、県土地改良課および河内ダム建設事務所の各関係者が、古墳の発掘調査についての主催者・調査団の構成・調査の期日・調査方法・調査に要する経費等の全般にわたって最終的な協議を行なった。鳥栖市教育委員会が、土地所有者の発掘調査承諾・調査員の宿泊所等の交渉に当り、古墳調査のための経費は、河内ダム建設工事費の中に計上し支出することになったが、鳥栖市教育委員会がさらに経費の一部を負担することになった。

第１図　鍬入れ式(於、調査第４区)

発掘調査は、佐賀県と鳥栖市の教育委員会が主催して実施することに決定し、四〇年八月九日発掘調査予定地の現地において、県教育委員会久米教育長をはじめ関係職員、鳥栖市教育委員会高島教育委員長・権藤教育長他職員、鳥栖市原助役、鳥栖市議会議長代理、河内ダム建設事務所相川所長他職員、土地所有者小林大吉氏・権藤喜代次氏他、鳥栖市河内区長・神辺区長および神辺町上の車組長、報導機関その他関係者が参集して、鍬入れ式が挙行された。（第一図）

翌八月一〇日から発掘調査は開始され、一〇月一五日に完了したが、この期間中調査員は、鳥栖市神辺町上の車佐藤和七氏宅および上の車公民館を借用して宿舎とした。（第二図）

調査地区を第一区から第七区および特別区の八区に分け、第一区から発掘調査を開始し、第二区・第三区・第四区・第五区・第六区・特別区の順序で

第２図　調査員宿舎（右、佐藤和七氏宅　左、上の車公民館）

進め、第七区を最後に終了した。（第八図）この古墳群を通る付替道路の路線が、最終的には決定していないという事情もあり、古墳の発掘調査は一応道路建設とは切り離して、当地に築成されている古墳とその文化を究明するという立場に立って実施することとなった。そのため、個々の古墳の調査でなく、群としての調査であるということを主眼とし、その地区内にある古墳は完全に破壊されているものといえども一基も残さず調査した結果、調査した古墳は七八基を数えるに至った。特別区を設けたのは、この調査地区は他の地区と異なり、道路計画から除かれていて、破壊されるおそれも少ないため、この地区に所在する古墳の中、三基を対象とし他は調査の対象から除外したという特殊の事情があったためである。

七八基の古墳は、すべて盗掘にあったり石室が破壊されているという現状であって（第一表）、原形をとどめているのは皆無であった。とくに封土の顕著な比較的規模の大きい古墳は、すべて盗掘口が残っていて、盗掘墳であることを物語っており、玄室の敷石の下まで攪乱されているのもあった。そこで、玄室は流入している土砂を取り除いてその構造を明らかにするという程度にとどめ、羨道部の発掘と調査に主力を注いだ。

玄室や羨道の天井石が落下している古墳が多く、この天井石の取り除きには二台のチェーンブルグを使用したが、非常に難作業であった。また、羨道には天井石が設けられていない古墳が多いため、排土の量が意外に多かったが、地形は勾

配が比較的急であり、しかも檜や杉の幼木を植林してあるところが多かったため、排土の置き場所がなく苦慮した。封土の内部構造も調査する予定であったが、排土の置き場がなかったため、断念せざるをえなかった。

発掘終了後、遺物の整理をするということは、発掘実施者が行政官庁である関係上不可能であることを考慮し、遺物の整理も調査と平行して実施する方針を決め、その日の作業を終って宿舎に着くと、全員で直ちに出土遺物の水洗いを行ない、夕食後は記録作成者以外はすべて遺物の分類と接合作業に従事した。発掘作業が進捗して出土遺物が増加し、石膏による土器の復原作業も行なうようになると、夜間作業は一段と多忙になり、調査員の就床時間は零時半となり、後には二時半となった。しかし、調査期間中は天候に恵まれたため、発掘作業は予定通り進捗して、九月二四日に終了した。しかも、河内ダム建設事務所が作成した「五〇〇分の一」地形測量図を使用することができたので、地形測量の必要がなく、九月二五日からは一部の古墳の実測と土器接合を中心とする遺物の整理に専念することができた。

その間、八月二二日午後、地元の神辺町公民館で開かれた老人クラブに木下が出席して、東十郎古墳群調査について講話し、九月二八日には、県内の市町村文化財担当者会をこの発掘地で開き、調査した古墳および出土遺物の参観を行なった。九月二九日地元の神辺町公民館で出土品の展示会を開催し、一〇月一一日から一四日まで鳥栖市民会館で出土遺物の展示会を行ない、一三日に鳥栖市内教職員に東十郎古墳群発掘調査についての講話を木下が行なった。

一〇月一五日、東十郎古墳群調査団は解散し、調査員は全員現地を去った。出土遺物は一応県文化財収蔵庫に保管することにしたが、一一月には佐賀大学の文化祭にその一部を出品し、一二月には県庁内で三日間にわたって出土品の展示会を開催した。

〔註　記〕① この古墳群の発掘調査に当って、周辺の古墳分布も調査する予定であったが、その余裕がなく、後日を期すことにした。

⑦ 昭和四〇年五月二八日付土第一二九六号をもって、県農林部長から県教育委員会教育長あてに、「河内防災ダム事業付持道路施工にともなう古墳の調査について」依頼があり、県教育委員会は、昭和四〇年六月一〇日付佐教委社第五二六号をもって、文化財保護委員会事務局長あて、「埋蔵文化財の発掘について」届出をした。昭和四〇年六月二三日付地文記第八四四号をもって、文化財保護委員会事務局長から県教育委員会教育長あてに、「届出のあった古墳の発掘については、文化財保護法の趣旨を尊重され、慎重に実施してください。」という通知があった。

⑧ 一〇月六日、鳥栖警察署へ連絡をとり、現地に係官の派遣を依頼して、出土遺物の遺失物法による引継の事務を行ない、後日書類をもって正式に警察への手続をすました。昭和四〇年一二月一日付佐教委社第一〇六七号をもって、県教育委員会教育長より文化財保護委員会事務局長あてに、鳥栖警察署長からの埋蔵文化財提出書・埋蔵文化財保管証・発掘調査報告書・参考添付資料を送付して東十郎古墳群の発掘調査の報告を行なった。

〔東十郎古墳群発掘調査委員会〕

委員長	県教育委員会教育長	久米三千夫	
総括	県教育庁社教育課長	白浜春次	
同	鳥栖市教育委員会教育長	樫藤哲造	
渉外	県教育庁社会教育課長補佐	西原重一	
同	県教育庁社会教育課庶務係長	園田常次	
同	鳥栖市教育委員会社会教育係長	長定喜	
発掘調査指導者	県文化財専門委員 九大教授	鏡山猛	
同	県文化財専門委員 神埼高校教諭	七田忠志	
発掘担当者	県教育庁社会教育課 文化財係長	木下之治	
同	県教育庁社会教育課 文化財係	安本雪男	
同	県教育庁社会教育課 文化財係	牟田口英治	
同	県教育庁社会教育課 庶務係	時貞茂登	
同	鳥栖市教育委員会 社会教育係	松隈直人	
同	県文化館学芸課	佐々木勝	
同	佐城教育事務所 社会教育主事	柴元静夫	
同	東松浦教育事務所 社会教育主事	山崎猛夫	

同　県遺跡調査員　千代田東部小教諭　原口一男
同　県遺跡調査員　佐賀北高教諭　木下巧
同　県遺跡調査員　唐津一中教諭　河児哲司
同　県遺跡調査員　大町中教諭　川内正治
同　県遺跡調査員　鹿島東部中教諭　中村勲
同　鳥栖高等学校教諭　小林肇
同　鳥栖工業高等学校教諭　松隈嵩

〔発掘調査協力者〕

①県農林部土地改良課、河内ダム建設事務所

②発掘調査関係

県教育庁社会教育課　糸山忠義・松本一次
佐賀市教育委員会社会教育課　宮崎昌治・木原逸夫
佐賀市城西中学校　尾形徳之・三浦紀二郎
鎮西町名護屋小学校　堀川義英
鹿島市鹿島町西牟田　江頭平八
佐賀大学学生　吉村勝彦・内田洋一郎・荒木輝政・堂免一尋・山口敏幸・平増道博
原田昭二・沢野兵五・最所一志・堀田一男・奥村弘・亀井義久
立命館大学生　武富幸恵
学習院大学学生　関口勝次・古川利正・田中優次
鳥栖高等学校生徒　舟木寿・立石信行他
佐賀市城西中学校　職員並に生徒

③写真撮影関係

県教育庁社会教育課　中野和・乗田安之

④古墳実測関係

鳥栖工業高等学校　大隈悟
九州大学考古学教室　林敬二郎

⑤遺物実測関係

九州大学考古学教室　小田富士雄・宮小路賀宏・石松好雄

⑥ 遺物接合関係

多久市東部中学校　尾形善郎

⑦ 宿泊関係

鳥栖市神辺町上の車部落

鳥栖市神辺町上の車　佐藤和七

⑧ 雑務関係

県教育庁社会教育課　糸山朝子・山下幸子

鳥栖市教育委員会　東田福男

鳥栖市神辺町上の車　佐藤タキ子、佐藤勝江

⑨ 労務関係

鳥栖市　篠原ハルヨ・権藤タツエ・権藤シヅヨ・石井マスエ・佐藤フサコ・梁井勝一

梁井斗一・原善次郎・宮崎次男・大塚文男・松本勇・石井善信

⑩ 土地所有者

鳥栖市神辺町　権藤喜代次・権藤一夫・権藤政人・石井マスエ・小林大吉

佐藤巌・磯野兼市・成富秀雄・神辺区

鳥栖市代官町　中富二六

鳥栖市永吉町　永吉区

⑪ 慰問参観者

前県教育庁社会教育課長古賀秀男、国立阿蘇青年の家山下達雄、三神教育事務所、県土木部管理課山田四郎、佐賀市城西中学校、鳥栖市麓中学校教諭古賀彬、鳥栖商工会、鳥栖市曽根崎松永定雄、佐賀市辻の堂伊東百一の各氏からは調査団に対して激励のことばと共に慰問の品々をいただいた。また、鳥栖市議会文教委員および鳥栖市教育委員、鳥栖・三養基地区小学校教諭などの参観があった。

二、地形と環境

この東十郎古墳群は、鳥栖市神辺町東十郎から鳥栖市柚比町森塚にまたがる相当広範囲の地域に群在している一連の古墳群であって、国鉄鳥栖駅の西北方直線距離で約四粁のところに所在している。

峡谷を形成して、東南方へ流れる大木川のほとりには、階段状の水田が川にそうて帯状に開けており、また、この川に沿って上流にある河内町への道路が通じている。西方は、脊振山系へ連なり、東方は、僅か一粁余りで大木川の造成する神辺町の扇状地となり、その先は広大な筑紫平野へ連なっている。

この大木川の北側は、花崗岩の露出する標高約三一二米余りの杓子ヶ峰となっており、この頂上から南斜面にかけて多くの古墳が散在していて、一大古墳群を形成している。東十郎古墳群もこの杓子ヶ峰古墳群の一部をなすものであって、杓子ヶ峰の南斜面標高一二〇米から一九〇米、東西約五三〇米の間にわたって群在している。杓子ヶ峰から大木川に向かって多くの小溪谷を生じ、その小溪谷間は比較的に勾配の急な舌状丘陵となって南下しているが、この舌状丘陵に古墳は築成されており、調査を実施した東十郎古墳群は、六丘陵にわたって築成されていたものである。この古墳群は、杉や檜の植林地または雑木林の中にあって、植林作業その他盗掘等のためにその破損の度が著るしい。

この古墳群の西方には、古墳の存在が明らかでなく、一応この古墳群がこの地域における西限をなすものと考えられるが、北側は、杓子ヶ峰の頂上まで、諸処に古墳の存在が認められる。東側は、この古墳群に続いて、この丘陵が国鉄鹿児島本線に接近して平地に没するところまで古墳が分布していると考えられる。この古墳群と大木川を挟んで相対する南側の丘陵地にも、今に十三塚の地名を残す数基の古墳を始め相当数残存しているといわれるが、その分布は明らかでなく、

第３図　遺跡所在地付近の地形図

⬭東十郎古墳群，□河内防災ダム建設予定地，　×古墳，
⌒特別史跡基肄城跡，⛩式内社荒穂宮　○剣塚前方後円墳，
△史跡田代太田装飾古墳，岡寺前方後円墳，庚申堂塚前方後円墳，

この杓子ケ峰南斜面のように密度が大きいものではなかろうと考えられる。古老の言によれば、上の車の水田中からも昭和三年に破壊古墳と遺物が発見[1]されたといわれ、昭和一八年頃上の車の道路工事の際も一基の古墳が破壊されたといわれている。また、その他古墳の破壊湮滅したものについては幾つか伝承されているところから見て、現在の宅地や畑または水田地帯にまで、かつては相当数のものが築成されていたと考えられ、この地区の古墳の密度が相当に大きかったことが推察される。

この古墳群の東方やや南寄り二粁五余りの所には、装飾古墳として知られている史跡指定の田代太田古墳を始め、円筒埴輪や象形埴輪を出土している岡寺前方後円墳や庚申堂塚前方後円墳が所在しており、更にその東方には剣塚前方後円墳も存在している（第三図）。

この東十郎古墳群の所在する付近一帯には、須恵器窯跡の発見されたのはなく、また、大木川下流の神辺町門前付近まで含めて当時の住居跡らしいものの発見されたことはないといわれる[2]。現在、上の車橋をこした谷あいにも人家が営まれているが、当地方の元禄年間の絵図[3]面を見ると、江戸時代の中期頃までは、この橋をこした谷あいには一戸の人家もなかったことが知られる。この元禄年間を遙かにさかのぼる東十郎古墳群の築成され

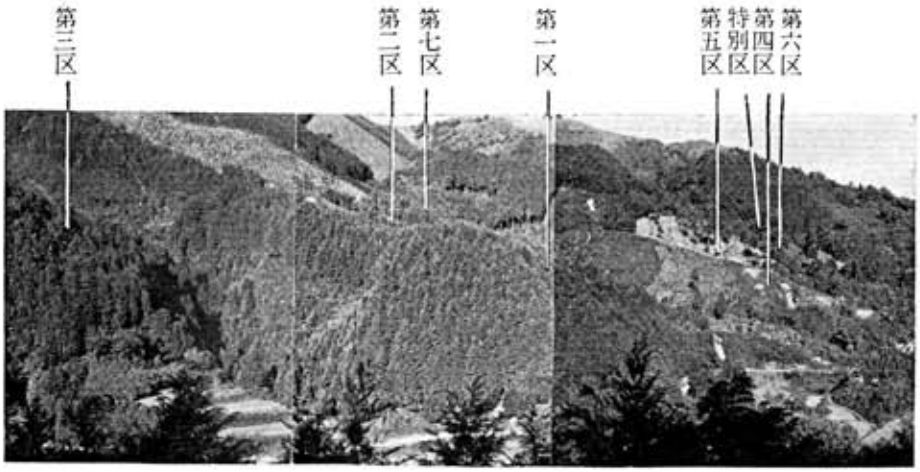

第４図　東十郎古墳群所在地全景

第5図 東十郎古墳群所在地付近の現状図

た頃には、この古墳群の近くには恐らく人家はなく、この古墳群を築成した人々の聚落は大木川の扇状地付近より下流に営まれていたのではないかと推察される。

この地方は、かつては基肄郡に属していた。肥前国風土記によれば、「基肄郡、郷陸所、里十七、駅壱所小路」とあり、郷六所の中姫社郷の一所を挙げているのみである。しかし、和名抄には、姫社・山田・基肄・川上・長谷の五郷が挙げられている。姫社は今の姫方、基肄は木山口付近に推定され、他の三郷については異論が多い。駅壱所は、基肄郷である木山口付近、また、風土記の巻頭にある城壱所は基肄城であろう。基肄郡の条にある長岡神社は、永吉の永世神社に、酒殿泉は重田の西にある細長い池に批定されている。④

基肄郡の南西は、養父郡となり、鳥樔・曰理・狭山・養父の四郷があり、烽壱所が設けられているが、この烽は朝日山におかれていたと推定される。また、国鉄鳥栖駅を中心にして、条里制の遺構が存していることが知られており、北方には式内社として著名な荒穂神社が鎮座している（第七図）。

この東十郎古墳群は、基肄駅から南下する古代官道の西方至近に

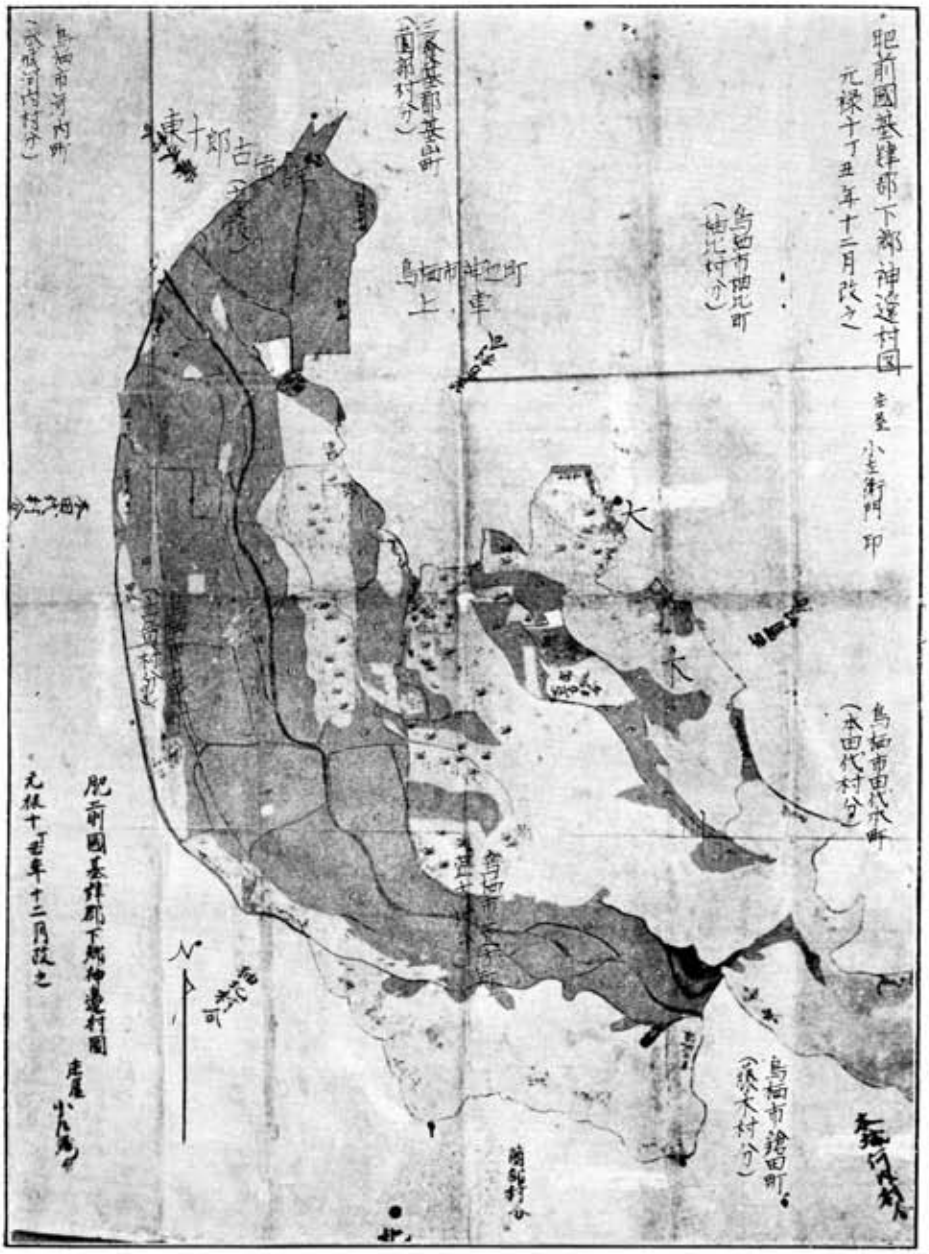

第 6 図　上の車部落附近の元禄絵図面

第７図　東十郎古墳群付近の古代要図

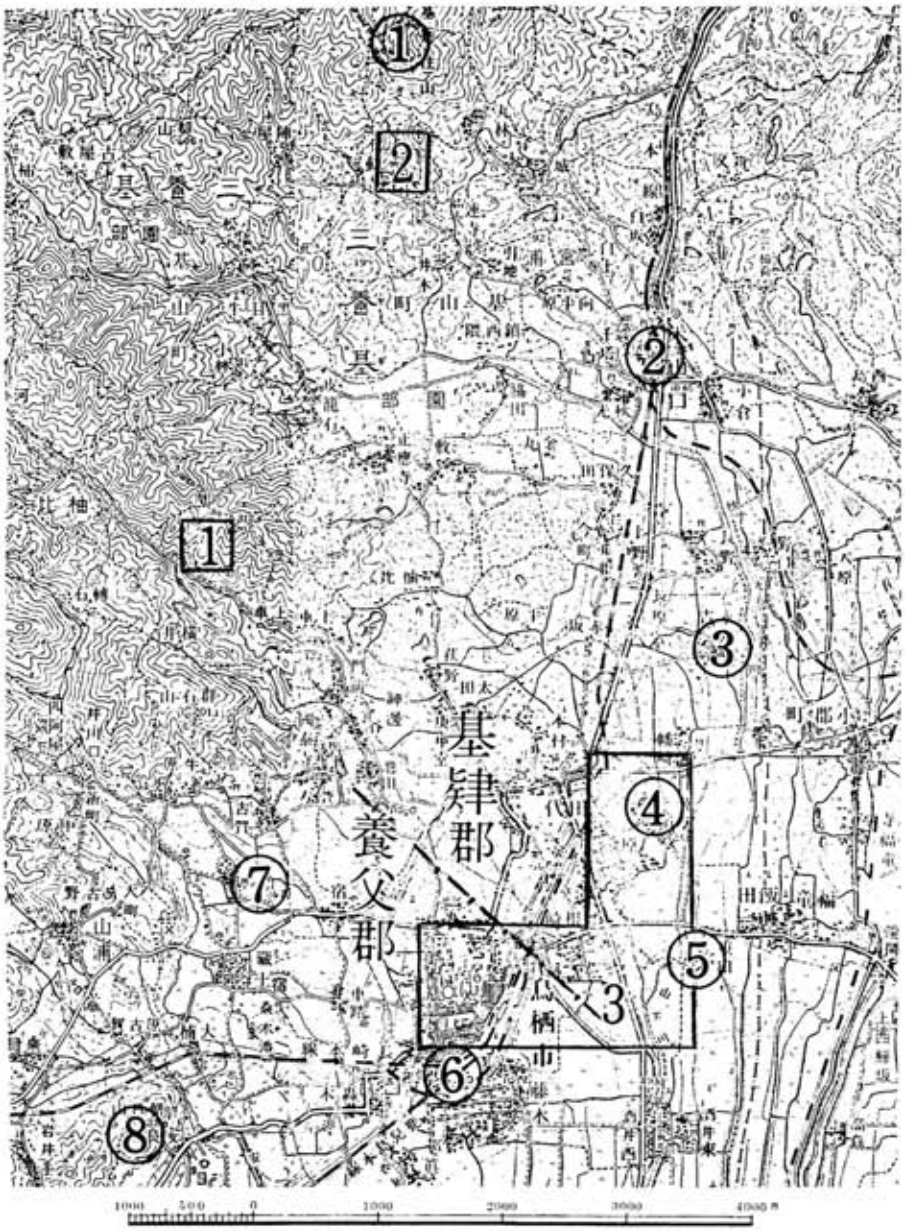

○肥前国風土記

①城壱所(基肄城),②基肄郷・駅壱所,③長岡神社,④姫社郷,⑤酒殿泉,⑥鳥巣郷,⑦養父郷(和名抄にて補う)⑧烽壱所,

□その他

①東十郎古墳群,②式内神社荒穂宮,③条里制遺構

位置しており、しかも、北・東・南の三方には古代の遺構が多く存在している。この古墳群のところを流下する大木川が造成した扇状地にある神辺付近にもすでに古代聚落が形成されていたことは推定されるし、基肄郡の中、基肄と姫社の二郷を除いた他の山田・川上・長谷などの郷のいずれかが該当するのではないかと思われるが、明らかでない。

〔註〕① 上の車公民館の北側にある水田の地下げ作業を昭和三年に佐藤氏が実施された際、古墳の破壊された一部が発見された。古墳は、横穴式石室で、鉄製太刀二口・馬具の他須恵器が荒箱一箱分出土したといわれるが、遺物は現在太刀二口が保管されているのみである。

その他、上の車部落では、大正の終り頃に古墳の石を売却して一基を破壊し、昭和一八年頃の道路工事の際一基が破壊されたといわれ、ともに横穴式石室であったという。

② 八月二二日、神辺町公民館で開催された老人クラブの席上における聞取りの結果による。

③ 神辺町区長宮原佐一郎氏が保管していられる。

④ 松尾禎作著、「改訂肥前風土記の研究」による。

三、遺　跡

(一) 古　墳　の　概　要

標高三一二米余りの杓子ヶ峰の南斜面に築成されている古墳群であって、杓子ヶ峰から南下する舌状の六つの小丘陵に分布している。標高一二〇米から一九〇米の間にあって、その範囲は東西五三〇米に及んでいる。東から特別区・第六区第四区および第五区・第七区・第一区および第二区・第三区となっているが、これは調査の進行順に調査区を設定したためである。

第一区は、南へ深く突き出た丘陵の端に位置していて、北側はゆるやかに尾根が続いているが、三方は急勾配の斜面となっている。この地区は三〇年近く経った檜林であって、八基の古墳が存在している。尾根の中央が鞍部となっていて、南北が台地状を呈しており、この二つの台地を結ぶ南北の中心線およびその西側には古墳の存在が認められず、すべて中心線より東側に築成されている（第九図）。古墳の築成に最も適していると思われる南北の台地に存在していないのが不可解であるため、この両台地の中心部にそれぞれトレンチを入れて調査した結査、南台地の第一トレンチ内から土師器の小破片一箇が出土したが、遺構らしいものは発見できなかった。

第一区のところの丘陵が北にゆるやかに続き、東南方へ更に一つの丘陵を派生しているが、ここが第二区であって、二一基の古墳が存在している（第一〇図）。一号と二号の二基は、第一区から続いている檜林の中にあるが、東南部に位置している三・四・五・六号の四基は、雑木林中にあり、西北部に位置している六基は一〇年余り経っている檜林の中、他は七号が檜林中にある以外雑草と檜の幼木とが混在しているところにある。この地区で最高所に位置している一六号のところは、概してよく眺望が開けていて、杓子ヶ峰の頂上付近を仰ぎ、また、谷底に開けている水田の一部も俯瞰することができる。

第二区および第一区と小溪流が南下する谷を距てて西の丘陵に位置しているのが、第三区であって（第一一図）、この古墳群の西限となっている。標高一四五米余りのところから一九〇米余りのところまで、南北に連なっている七基の古墳であって、南の県道から山頂に向かって通じている小道に大体接しており、北から南下する尾根の東斜面に築成されている。南に位置する二基は、三〇年生余りの檜林の中、最高所に位置する一基が二〇年生余りの檜林の中、他は数年を経た檜と雑草の混在している中に存在している。この地区は、勾配が比較的に急であり、丘陵の幅も狭く、しかも神辺部落

から一番遠距離の所に位置していて、古墳の密度も一番小さい。しかし、南麓付近には、なお一、二基未調査の古墳が存在しているということである。

第四区は、この古墳群のほぼ中心部に当っていて（第一二図）、一六基の古墳が存在しており、第二区とともにその密度が大である。南下する丘陵の突端に位置しているため、県道から一番近い場所にある。南端に位置する三基は、雑木林中にあり、県道から通じている山道の西側は檜と杉の幼木と雑草とが混生している中に、山道の東側は八年余り経った檜林の中に存在している。第四区の西側にも丘陵が一つ存在しているが、ここには古墳が存在していない。

第四区に続いて、その北側の高所に位置しているのが第五区で、六基の古墳から成っている。檜の幼木と雑草が混生しており、比較的高所に位置しているために眺望もよくきく。この地区の北方になお古墳が築成されているかどうかは明らかでない。

第四区および第五区と比較的に大きな谷を距てて、その東側の丘陵に位置しているのが、第六区であって、一〇基の古墳から成っている。すべて雑木林の中にあって、薄暗く眺望は全くきかない。この地区に続く北方にも古墳がなお築成されているかどうかは明らかでない。

第二区と第五区の間の丘陵に位置しているのが第七区であって、七基の古墳から成っており、特別区とともに県道から最も離れた不便な場所にある。県道から北上している山道に接しており、南方に位置する四基が雑木林の中、他の三基が檜林の中にある。この古墳の北方には、破壊された古墳が相当数存在しているが、その分布している範囲や数は明らかでない。

杓子ヶ峰への登山道を挟んで、第六区の東側に位置しているのが、特別区であって、この古墳群の東限をなしている。雑木林の中にある三基を調査したが、この地区には他にも古墳が存在していることが確認されている。

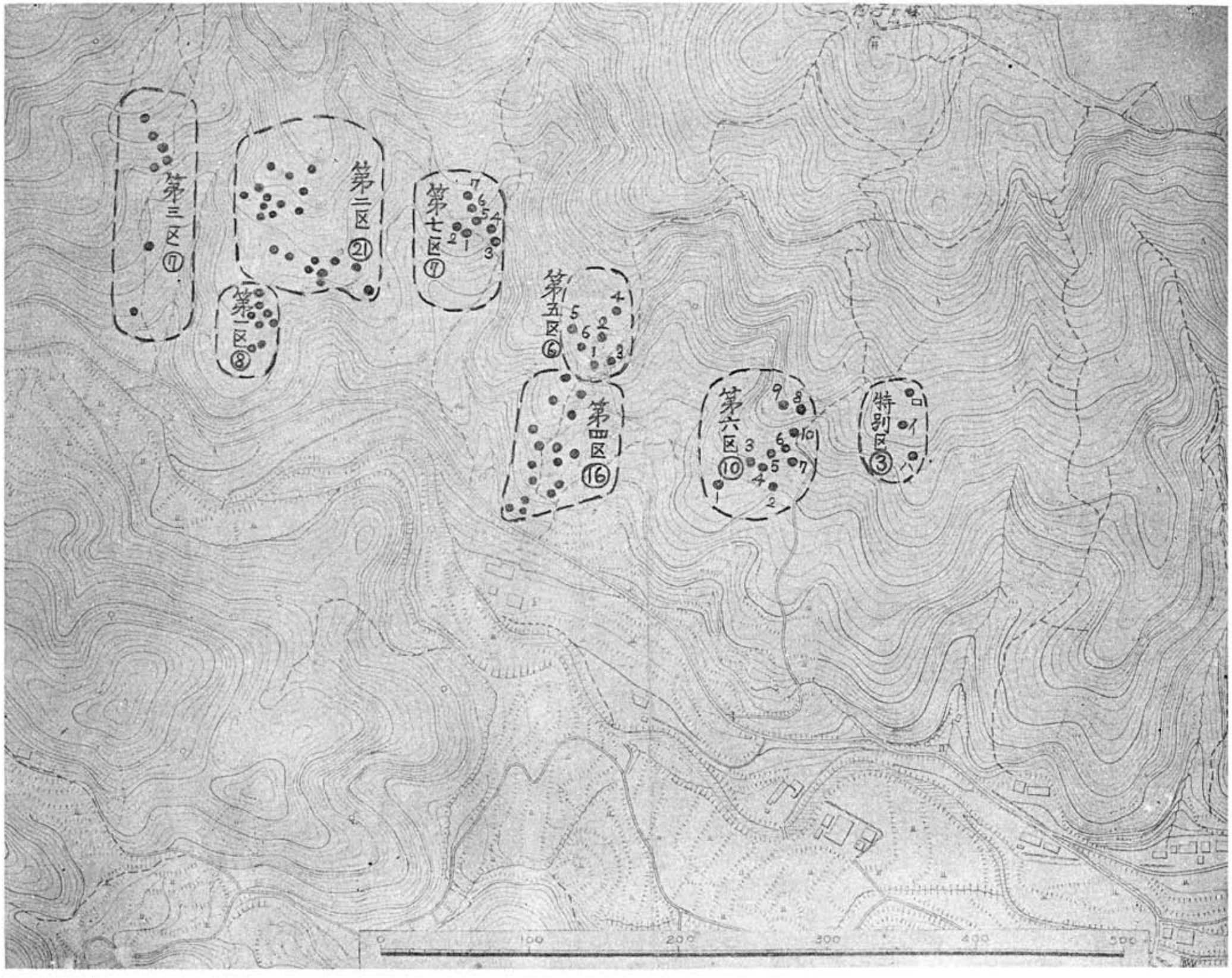

第 8 図　東十郎古墳分布図

第９図　第１区古墳分布図

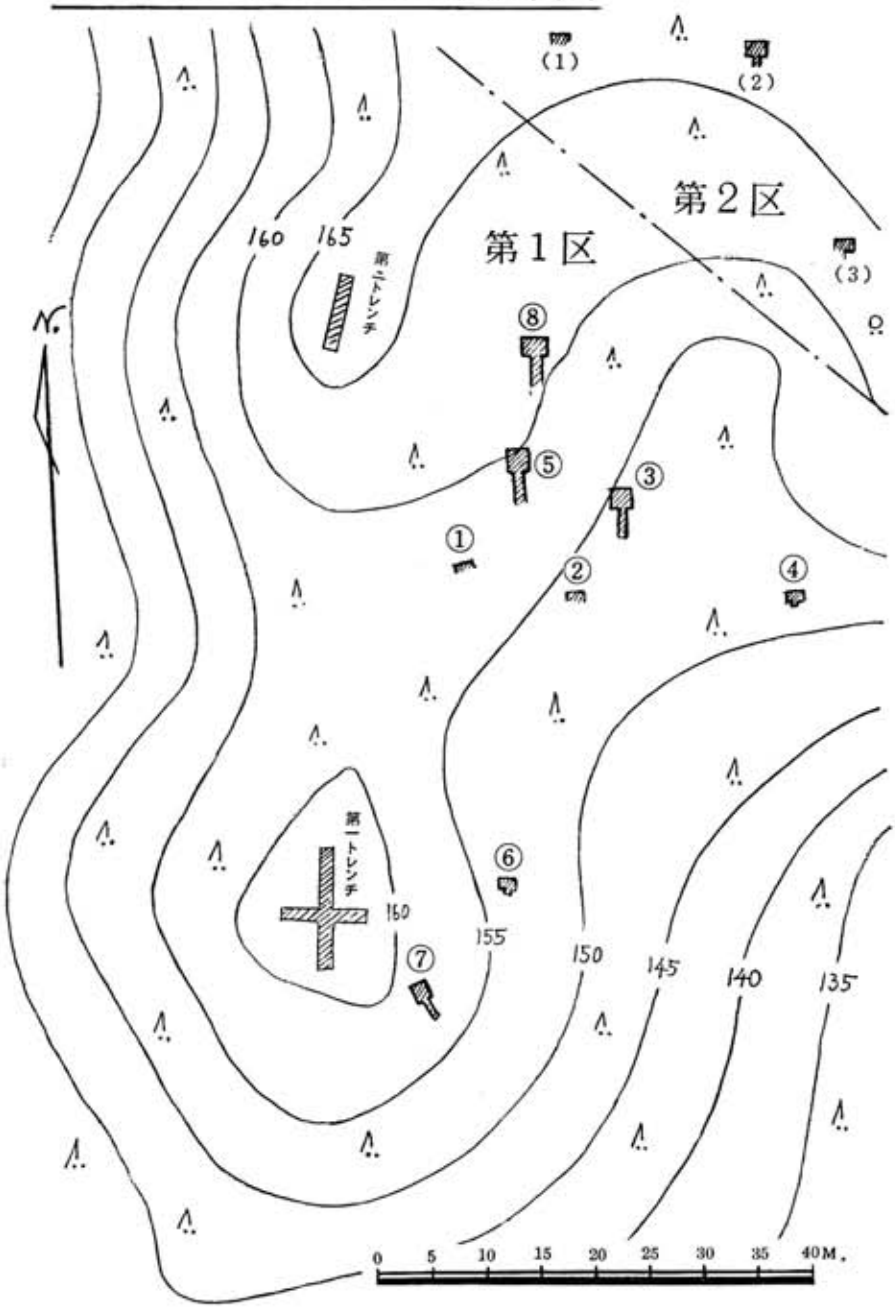

第10図　第2区古墳分布図

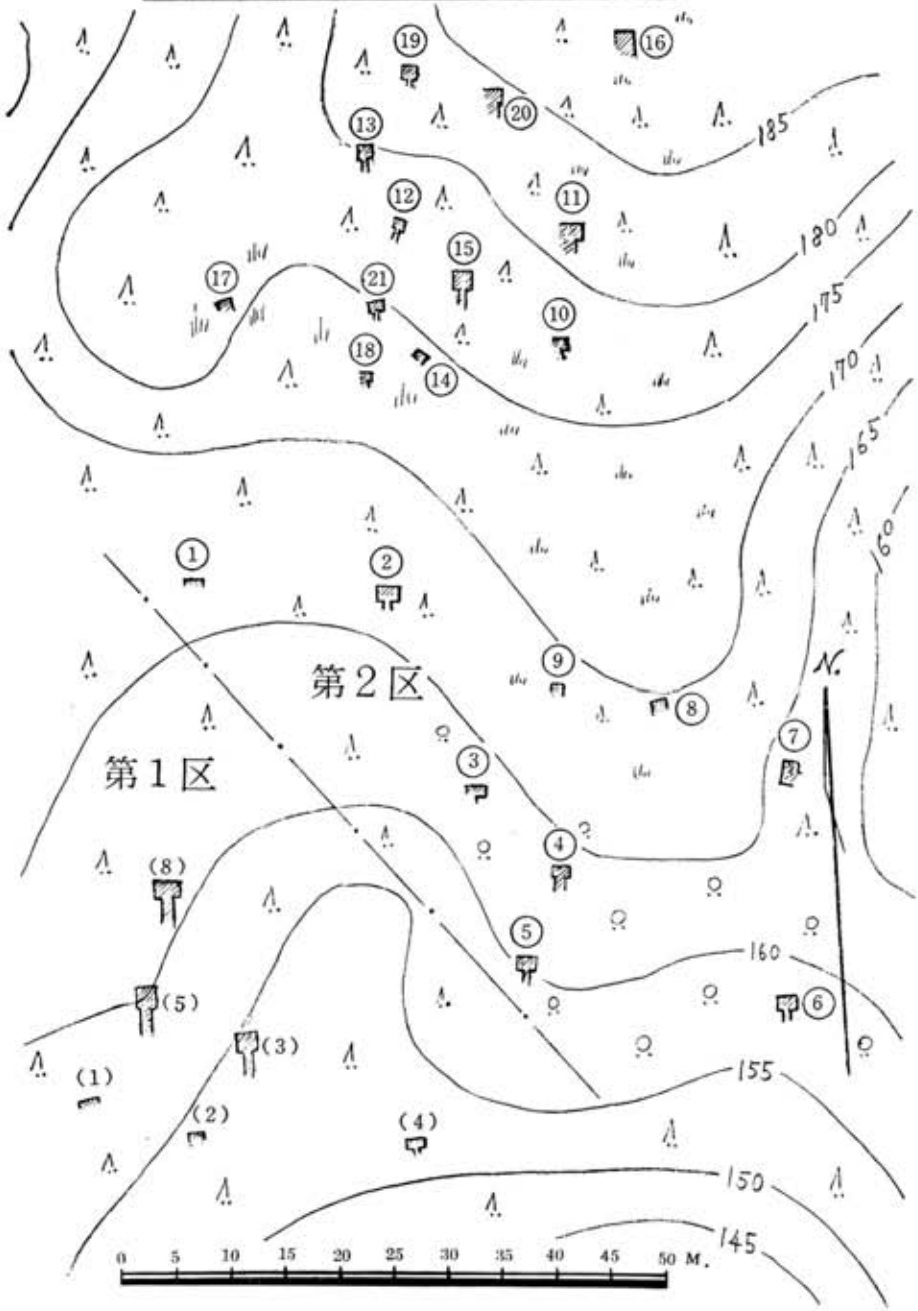

第11図　第3区古墳分布図

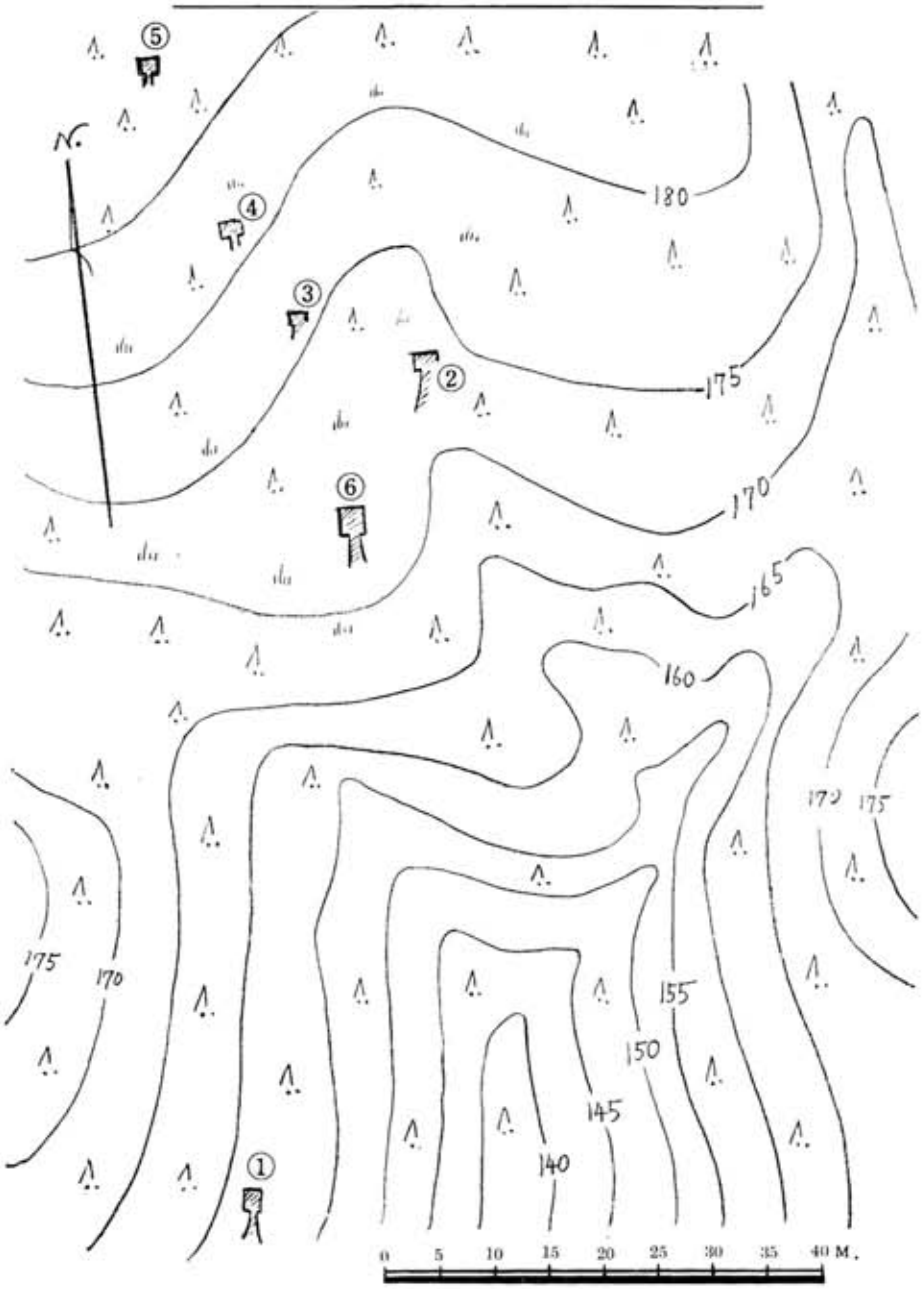

第12図　第4区古墳分布図

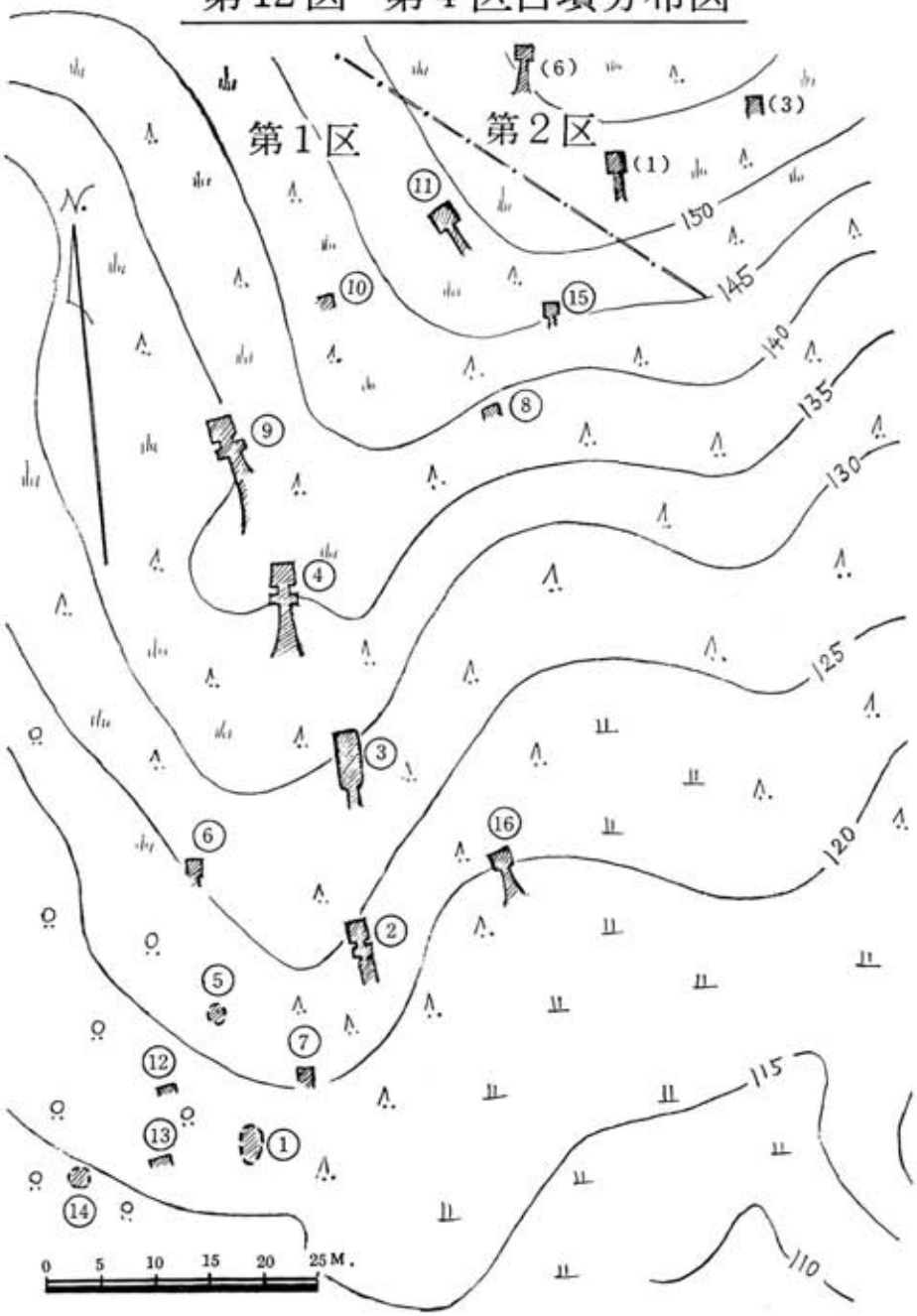

八区七八基の古墳を発掘調査したが、封土の明らかな石室の規模が比較的大きな古墳は、すべて盗掘されており[1]、石室の規模が小さい古墳は、封土が流出し石室はほとんど破壊され、原形をとどめているのは皆無にひとしかった。中には石室の石材がほとんど持ち去られ、僅かに敷石をとどめているのみのものもあったが、羨道と天井とが破壊されている例が多かった。この調査地区が一部を除いて、檜の植林地であるために、植林作業による破壊も一部あったことは事実であろうが、石材搬出による破壊が相当数をしめていることが推察される[2]。

盗掘がいつ行われたか明らかでなく、破壊口や石室内の土砂の堆積状態などから見て、相当以前に行われていたことは事実であろう。第六区一号墳の玄室内の堆積土中から江戸時代末期頃のものと推定される磁器碗の破片二箇体分と宋元朝頃のものと思われる青磁片が発見されたことは、盗掘の時期を考える上からの一つの参考となるであろう。しかし、盗掘はすべての古墳が一時期に行われたのでないことはいうまでもないことであり、第六区七号墳のように竹ベラ四本の存在によって数年前相当に興味と理解を有する者の盗掘であることを想起させるものも存在していた。

盗掘は、一般に封土の頂上付近を掘り下げて、玄室の天井石または天井石に接する壁面の石を抜き去るか、羨道と玄室の境から入っている例が多いが、中には第三区七号墳のように羨門から入っているのもある。玄室への侵入口を発見するためには、相当に苦労することもあったらしく、特別区イ号墳の封土上には侵入口のほかに、相当に長くて深い試掘溝の跡が残っている。

第一区八基の中、封土の顕著なものは五号墳と八号墳の二基であり、石室は単室のみでその規模は小さい。一号墳は石室の石材がほとんど抜き去られていて破壊の度が大きいが、二号墳・四号墳の二基も相当に破壊されていて、天井石は欠失し、石室の石材が近くに散在していた。自然石の存在がほとんどないため、封土の存在が明らかでない古墳も石材の散

在によってその存在を確認することができた。

第二区二一基の古墳は、すべて単室の石室であって、この古墳群中で最も規模の小さい一群である。石室の大きさ一米四方余りの極めて小規模の古墳も存在しているのが注目される。石室の破壊がひどく、大部分の古墳は、天井石および側石の一部が欠失している。この地区の古墳は、その規模が小さいため、盗掘されている古墳はこの古墳群中で最も少ないが、古墳の石材が小さく運搬に便利なため石取りによってそのほとんどが破壊されてしまったものであろうと推定される。

第三区の七基は、すべて石室は単室であるが、石室の規模は概して大きく封土もまた顕著である。しかし、北方の高所に位置する三基は、比較的に規模が小さい。規模の大きい一・六・七号墳の三基は、盗掘されてはいるが、封土も石室もほぼ完全に原形をとどめている。二号墳は道路に接しているため羨道の片側は完全に破壊されて道路敷となっており、三・四号墳の二基も破壊の度が相当に大きい。

第四区一六基の中には副室のある三基の古墳を含んでいて、この古墳群中規模の大きい一群である。副室を有する四号墳と九号墳は、封土も顕著であって、石室の原形も概してよく保存されている。他の古墳は、破壊の度がひどく、特に一・五・一四号墳の三基は、石材はほとんど欠失し、僅かに敷石や封土などにその痕跡をとどめているにすぎない現状である。副室を有する二号墳と三・一六号墳の三基は、天井石の一部が落下もしくは欠失しているが、石室の保存は概して良好である。この地区の古墳は、封土が比較的に顕著なものが多く、しかも、県道に近い位置にあるため、すべて盗掘あるいは破壊行為を受けている。

第五区六基の古墳は、この古墳群中最も規模が大きく、四基は副室を有していて、封土の存在も顕著である。単室墳の中の一基である三号墳は、石室の破壊の度がひどいが、その規模も小さかったと推定される。単室墳である六号墳を除き、

他はすべて盗掘されているが、副室墳の四基は、封土および石室ともによく保存されている。この地区の最高所に位置している四号墳は、勾配のゆるやかな尾根の中央で最も眺望の開けた位置に築成されているため、他の大部分の古墳の封土が低斜面の部分において地山との判別が明確でない中にあって、典形的な封土を形成しており、また、石室は大部分の古墳が南北の方向をとっているのに対し、東西の方向をとって西に開口しているのも異例である。

第六区一〇基中には、副室を有する古墳三基が含まれていて、規模が比較的に大きいグループの一つであるが、九・一〇号墳の石室は小さく、しかも封土の存在も明らかでない。二号墳は、その痕跡も明らかでない程に破壊されており、五・一〇号墳の二基も羨道部が破壊されているが、他は石室の保存もよく、二・五・六・八・九・一〇号墳の六基を除いた四基は封土も顕著である。五・一〇号墳の二基を除いた他は、すべて盗掘されている。

第七区七基には、二基の副室古墳を含み、第五区とともにこの古墳群では最も規模の大きい地区であって、封土も顕著である。すべて盗掘にあった古墳であるが、石室の保存はこの古墳群中最も良好である。

特別区三基の中には、二基の副室墳を含んでいて、南方に位置している八号墳を除いた二基は規模が大きく、封土も顕著である。三基ともに盗掘されているが、石室の保存は第七区とともに、この古墳群中で最も良好である。中央に位置しているイ号墳は、尾根の中央部の平坦な場所に築成されていて、第五区四号墳とともにこの古墳群中最大の規模を有するのみでなく、封土もまた典形的な構造を形成しており、この古墳群中屍床を有する唯一のものとして注目される。

〔註〕① 盗掘にあっていない古墳は、封土の存在が明らかでなく、しかも石室の規模が小さい古墳に限られている。盗掘されていないと推定される古墳は、七八基の中僅か次の一三基にすぎない。

第一区（二号・七号）、第二区（二号・五号・九号・一四号・一七号・一八号・二〇号）、第三区（五号）、第五区（六号）

第六区（五号・一〇号）

② 発掘調査に来ていた人夫の言によれば、昭和二五年から数年間にわたって、この古墳群の石材を庭園の石に使用するため搬出していたという。

(二) 封土

この古墳群七八基の中、封土の明らかな古墳は円墳であり、封土の明らかでない古墳もその規模や構造から見て、すべて円墳であったと考えられる。石室の規模が大きい古墳は、石室の保存も良好であって、封土の存在も顕著であるが、小石室墳の中には封土の存在が明らかでないものもある。大部分の古墳が傾斜面に位置しているため、封土と地山との境が明確でなく、封土の大きさの測定は困難であり、また、封土の高さも傾斜面の上方と下方とではその差が著るしい。（第一三図）一般に下方から見た場合は、封土は相当に高いようであるが、上方から計測すれば僅かの比高が認められるにすぎない。

封土の直径は、最大一五米余りで、一〇米以上のものは最大の部に属していてその数は非常に少なく、七米前後のものがその中心をなしており、封土は貧弱で全くの小円墳群である。斜面の上方から測った封土の高さは、一米以下の古墳が大部分であって、三米以上のもの二基、二米以上のもの一基の三基の特例は存するが、高さも極めて低い。

封土の存在が明らかでない古墳が、一五基の多数におよんでおり、他に完全に破壊された古墳一基があるが、この封土が明らかでない古墳は、小石室墳の群在する第一区と第二区がその大部分をしめている。（第二表）この古墳群は斜面に立地しているため、斜面を切り下げて石室が築かれていて、半地下式の構造をとっているのが大部分である。（第一三図）しかし、第二区の二号墳と一二号墳の二基は、この古墳群中の異例であって、その場所が比較的に平坦なところであることも関係するかと思われるが、完全な地下式となっている。[1] 玄室も羨道もともに現地表下に埋没していて、封土の痕跡は全くなく、封土の存在がほとんど認められない箱式石室の埋置法に近い感じを与える。

封土が明らかでない古墳も築成された当初は、やはり封土が設けられていたと考えるのが穏当であり、流出や石室の破

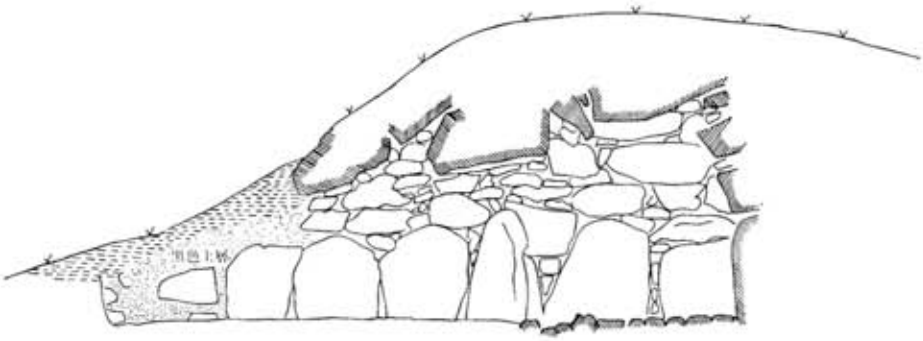

第13図　封土および石室断面図　松浦芳

第1区5号墳

第14図　封土がなくなっている古墳
（発掘前の第1区1号墳）

壊等によって次第に湮滅していったものと推察されるのであるが、石室は破損しても一応存在しているにかかわらず、封土が完全に滅失した古墳が一五基の多数にのぼっているという事実を無視することはできず、また、第二区の二号墳と一二号墳のように当初から封土が築かれていたかどうか疑問に思われるような古墳も存在しているのである。封土の判明している古墳で、その規模が最も小さいのは、特別区ハ号墳の直径三米四〇糎、高さ一六糎であり、次が第三区五号墳の直径四米八〇糎である。封土の存在は判明しているにかかわらず、計測の困難な古墳の数は非常に多いが、それらの大部分は封土の径五米内外の小規模なものであることは疑う余地がなく、中には第二区の八号墳や九号墳のように径二米をこえないと考えられるものも存在しているので、封土の存在が明らかでない小石室墳の封土も、恐らくこれらに類する形式的な小封土が設けられていたために湮滅してしまったものと推察される。

この古墳群中には、象形埴輪や円筒埴輪が埋置されているのは一基もなく、また、封土上に葺石がおかれている古墳も認められない。羨道の側壁に続いて封上の端近くを列石がめぐっているのがあるが[2]（第一五図）、この列石の調査は不十分であったので、事例はもっと増加することが予想される。一般に小規模の古墳にはこの列石の存在は認められない。傾斜地に築成されている古墳の羨道の左右の勾配が異なっている場合、低くなっている側の羨道に列石が続いている例が多く、その列石は封土全体をめぐっているというのはほとんどなく、勾配の急な一部分のみに配されているようである[3]。この列石は、封土の土止めのための構造と推定され、この古墳群のほとんど大部分が南方の低斜面に向かって開口しているため、この低い斜面に位置する羨道に続いて列石は配されているものと考えられる。この列石は、羨門にそのまま連続して封土の端近くをめぐっているのが多いが、中には羨道の中途に設けられているのもあり、第五区四号墳のように封土を三重にめぐっている特殊な例もある。この古墳は、尾根の中央の比較的平坦なところに築成されているため、この特殊な

立地条件にもよるのではないかと考えられる。また、特別区のイ号墳のように封土端に円筒埴輪の埋置を思わせるように須恵器の甕を配置している例も見られる。

〔註〕① 第二区の二号墳は、玄室の天井石の所で地表下四〇糎余り、羨道の端近くで地表下約六〇糎であって、羨道の床面までの深さは一米六〇糎余りである。第二区の一二号墳は、玄室の天井石は現地表に接しており、羨道の側壁は地表下約一〇糎のところにあるが、床面は一米～八〇糎の深さのところにある。ともに、羨門前の断面は、自然の土層であって、地山を深く掘り下げて築成されていることが判明する。

② この列石は、名古屋市守山区東禅寺第一号墳および第二号墳にも存在していたことが報告されている。（昭和四〇年三月、愛知県教育委員会発行、東名高速道路関係遺跡第一次第二次調査概報。）

③ 封土に列石のある古墳

古墳名	玄室に向かって低くなっている方向	玄室に向かって羨道が長い方向	玄室に向かって列石のある方向	列石の長さ	その他
第一区八号	右	右	左。右は不明	一米四〇糎	羨門に続く
第三区一号	右	右	右	不明	羨門に続く
第三区六号	左	同一	左右ともにあり	左は四分の一周以上あるが右は短かい。	羨門に続く
第五区四号	右	同一	列石が三段に設けられ、ともに一周している。		
第七区二号	左	左	左	一米八〇糎	羨道の中間付近から配置されている。

なお、特別区イ号には、羨門から一米六〇糎離れた封土の端近く、玄室に向かって左側に、約一〇箇余りの須恵器甕が五米四〇糎の長さにわたって一列に埋設されていた。

㈢ 石室

破壊のため石室の構造が明らかでない五基を除くと、他は横穴式石室であるところから見て、この古墳群の内部主体はすべて横穴式石室であったと推定してもあやまりではなかろうと考えられる。石室の主軸は、ほとんど南北の方向をとっているが、これは立地している丘陵が南北の方向を指向しているのに一致しており、羨門は低下する南方へ開口している。しかし、南北といっても大体の方向であって、また、南北の方向をとらない例外的な古墳も五基存在している。[1]

第二区の二号墳や一二号墳のような例外も存してはいるが、大部分の古墳は、斜面を」形に切り下げて構築されているため、斜面の高いところが深くなっていて、そこに玄室が設けられ、切り下げの浅い部分が羨道となっている（第一六図）。第二区の二号墳や一二号墳のように比較的平坦な場所に設けられている石室の規模が小さいものは、地山を」形に掘り下げて構築しているようである。

玄室は、一般的に不整形であって、奥壁の方が狭く、次第にひろがっている例が多く、そのため長頸壺の形態を想起させる平面形になっているものも相当数存在している[2]（第一七図）。一般に終末期の古墳の石室は、形態のくずれが目立ち尺度などが考慮されていたかどうか疑わしめるものが多いが、この東十郎古墳群の玄室は比較的に整然とした構造を有している。長頸壺形の石室プランなどは、石室の築成に当って唯単なる尺度のみにとらわれず、具体的物件の形態を模することも行なわれていたのではないかとの感を深からしめるものがある。玄室の奥行と幅との関係は一定せず、奥行の長い石室もあれば、幅の広いものもある。玄室は、側壁を持送ってドーム状に築成されている（第一八図）。床は、すべて敷石

床となっているが、扁平な板石を用いたもの、小石を用いたもの、板石と小石を併用したものなど各種の例が見られる（第一七図）。羨道も敷石床となっていたと推定されるが、中には破壊されているため明らかでない古墳も存在している。

玄室内に石棺の存するものはなく、枕石の存在も明らかでない。ただ、特別区イ号墳に屍床が設けられているのは、この古墳群では

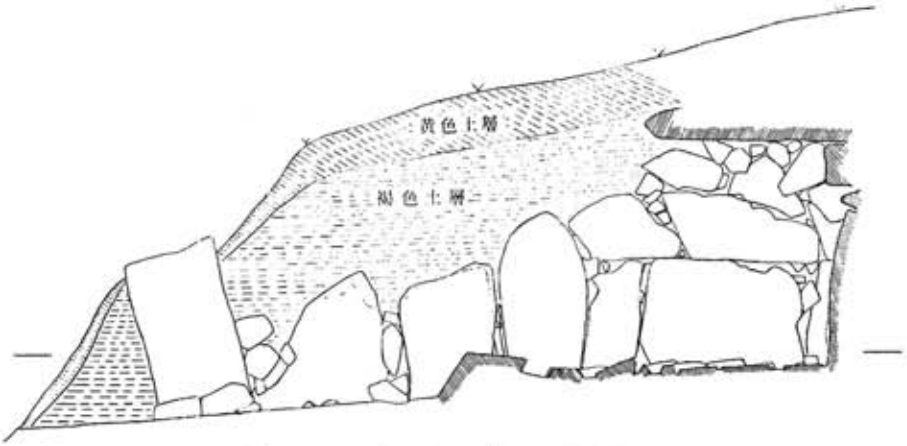

第16図　地山と石室との関係図　安本雪男・牟田口英治

第4区16号墳断面図

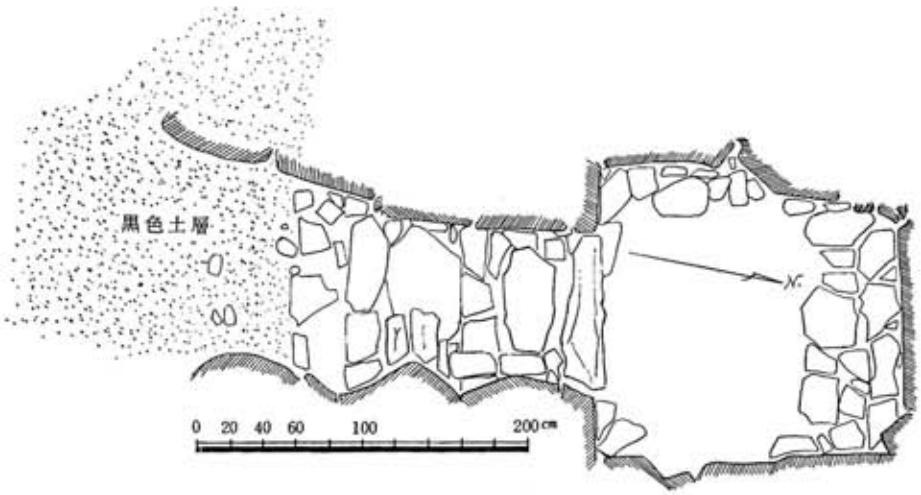

第17図　長頸壷形石室および敷石床　木下之治

第7区2号墳

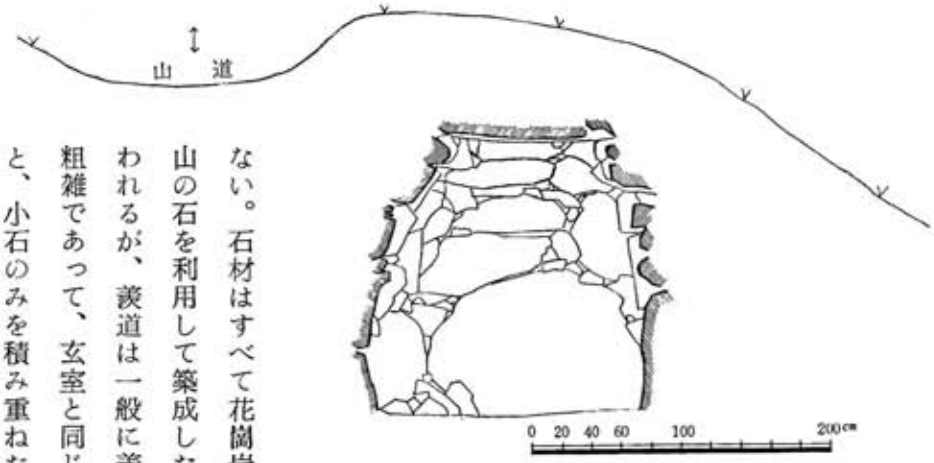

第18図　第3区1号墳の玄室および封土断面図

尾形善郎

異例に属している（第一九図）。副室を有している古墳にあっては、前室の幅は奥室とほぼ同じであるが、その奥行が極めて短かくなっている（第二〇図）。しかし、第五区四号墳と特別区イ号墳の前室は、他と異なって奥室より幅が狭くなっている。

玄室と羨道、または、奥室と前室との境には仕切石が設けられており（第一五図、第一七図第一九図）、袖石は一般に張り出さずにそのまま羨道へ通じている（第一五図）。側壁には一般的に割石が多く使用されているが、石室内に鉄丹が塗布されている古墳は一基も存在していない。石材はすべて花崗岩であって、この地区にもその存在が見られるので、地山の石を利用して築成したものであろう。地形の関係が相当に影響していると思われるが、羨道は一般に羨門の方へ傾斜しており、羨道の石組は、玄室と比べて粗雑であって、玄室と同じように基礎に大石をすえた上に小石を積み上げたものと、小石のみを積み重ねたものとの二種類がある。羨門は漏斗状にひろがり、し

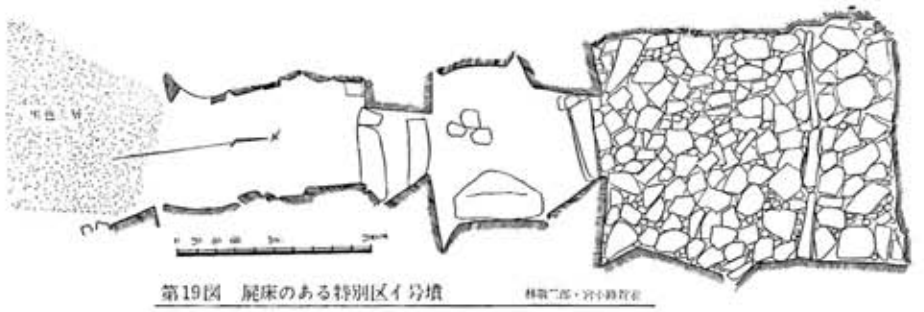

第19図　屍床のある特別区イ号墳

第20図　羨道の片側が著しく発達している第4区9号墳

かも片側が長くのびていて（第二〇図）、左右均斉のとれている例は少ないが、地形が傾斜している側にある羨道の側壁が長くのびているのが通例である。羨道に天井石が設けられている古墳は、約半数余りにすぎない。

石室は、一般に羨道と玄室の境（副室のある古墳では羨道と前室の境）にある仕切石のところに塊石を積み重ねて閉塞されている。④その閉塞石の奥行は、約一米余りであって、玄室内から見るとほぼ垂直に整然と積み重ねられているが、裏側に当る羨道のところでは裏込め石の乱雑な積め込みとなっている。羨道に天井石が設けられている第一区五号墳・第五区四号墳・第六区一号墳などは、やはり羨道と玄室の境で閉塞されていたが、第二区五号墳・第三区六号墳・第七区二号墳などは羨道の天井石の先端付近で閉塞されていた。第三区五号墳は、やはり羨道と玄室の境で閉塞されていたが、羨道と玄室の境のところは幅七〇糎余りで高さは僅か五〇糎余りにすぎず、ここに方形の板石一箇を立てて閉塞するという異例の方法がとられていた。

この古墳群では、羨道の天井石の有無にかかわらず、羨道と玄室の境で閉塞している例が多いので、埋葬後大部分の羨道は埋め戻されてしまっていたと考えられる。

この古墳群に包含されている七八基の古墳の石室は、すべて横穴式石室ではあるが、その石室の大きさは実に多様性に富んでいる。副室を有する一三基の規模の大きい古墳は、第七・四・五・六・特別区の五区に存在していて、この古墳群中では平地に近い東側にす

べて位置している。平地から離れた西側にある古墳の規模が小さいが、最遠隔地の第三区よりも第一区と第二区に小古墳が群集している。この古墳群では、封土の大きさは石室の大きさに大体比例していると見て大過はないようである。しかし、石室、とくに羨道の破壊が相当に著るしいので、石室の大きさの分類は困難であるが、一応玄室の大きさを規準として六つに分類してみた（第二表）。この中でA式とB式に該当する規模の極めて小さい石室は、県内ではほとんどまだ発見例がなく、異例の存在として注目に値するものであろう。

A式の中の第二区の八・九・一八号墳の三基は、ともに一米四方のこの古墳群で最も小さな玄室であって（第二一図）、羨道や天井は破壊されているためその全貌は明らかでないが、石室の高さは五〇糎～七〇糎と推定されるものである。小さな自然石を用いて石室を築き、敷石も設けられているが、側壁には裏込めの石もなく、全く石室の模型の如き構造であって、屍体を安置する実用に適するものであったかどうか疑われる存在である。

第四区三号墳は、封土の直径が一〇米余りあって、単室墳としてはこの古墳群中で最大の部類に属するものであるが、玄室の奥行が著るしく長く、羨道は狭くて短かく徳利形を呈している（第二二図）。このような石室の構造は、この古墳群には他に例のない特色あるものである。

〔註〕① 石室が南北の方向をとっていないのは、次の五基である。
第二区七号墳、東西の方向で東に開口。
第二区一四号墳、西南～東北の方向で、西南に開口。
第四区一一号墳、東南～西北の方向で、東南に開口。
第五区四号墳、東西の方向で西に開口。
第六区六号墳、東南～西北の方向で、東南に開口。

② 石室の平面形が長頸壺形を呈している古墳は次のとおりであるが、前室の存在を無視した場合には副室を有する古墳の大部分はこの形

式に含まれる。

第二区――三号墳。第三区――一号墳・二号墳・三号墳・六号墳・九号墳。第四区――四号墳・九号墳・一五号墳・一六号墳。第五区――四号墳。第六区――一号墳・三号墳・四号墳・六号墳・七号墳。第七区――一号墳・二号墳・三号墳・四号墳・五号墳・六号墳。

③ 第四区九号墳には、特に多くの割石が使用されているが、この古墳の実測に当っていた松岡寓調査員は、奥室と前室との間にある両側の袖石が、一箇の石を二つに割って使用していることを指摘された。

④ 羨道と玄室または前室と羨道の境で閉塞されているのを確認した古墳は次のとおりである。

第一区――三号墳・四号墳・五号墳・六号墳・七号墳・八号墳。第二区――二号墳・四号墳・六号墳・一五号墳・一九号墳。第三区――二号墳・五号墳。第四区――二号墳・九号墳。第五区――一号墳・四号墳。第六区――一号墳・七号墳・一〇号墳。第七区――二号墳。

第1表　古墳の概要一覧

大きさ等 / 古墳名	封土 直径	封土 高さ	石室 方向(開口)	奥室 長さ	奥室 幅	奥室 高さ	前室 長さ	前室 幅	前室 高さ	羨道 長さ	羨道 幅	羨道 高さ	羨道 天井石	備考
1区 1号	6m50cm	.60cm	南北(南)	(不明)	2m00cm	(不明)				(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	封土・石室ともに破壊され、玄室の奥壁その他一部残存す。
1・2	5.70	.80	南北(南)	1.20〜1.30	1.30	(不明)				.90以上	(不明)	(不明)	(不明)	封土流出し，石室一部露出。石室の一部破損。
1・3	5.20	(不明)	南北(南)	1.90	1.90	1.70				2.50〜3.00	.90	(不明)	(不明)	玄室天井石落下し，羨道も破損し，土砂充満す。
1・4	存在認められない		南北(南)	1.23	1.30〜1.45	1.00以上				(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	封土流出，玄室天井および羨道破壊。
1・5	9.00	.60	南北(南)	1.66〜1.98	1.73〜1.80	1.62				3.00〜3.60	.68〜1.14	1.00〜1.20	中間まで有	盗掘墳で，羨道の先端にある天井石が露出。
1・6	存在認められない		南北(南)	.74〜1.10	1.36〜1.54	1.10				1.20〜1.50	.50〜.94	(不明)	(不明)	封土流出。玄室露出し，天井石の一部落下していた。
1・7	存在認められない		南北(南)	1.50〜1.74	1.54〜1.70	1.50				2.10〜2.26	.70〜.90	.70	玄室との境付近のみ在り。	封土流出，玄室の天井石落下。
1・8	8.50	.60	南北(南)	1.74〜1.94	1.56〜1.74	1.70				3.44〜3.60	1.06〜2.20	.60〜1.40	無	玄室の天井石が一箇はずされ，盗掘されている。

大きさ等 / 古墳名	封土		石室											備考
	直径	高さ	方向(開口)	奥室			前室			羨道				
				長さ	幅	高さ	長さ	幅	高さ	長さ	幅	高さ	天井石	
2・1	7.00	(不明)	南北(南)	(不明)	1.60	(不明)				(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	封土，石室ともに破壊され玄室の奥壁のみ残る。
2・2	存在認められない		南北(南)	1.30〜1.58	2.08〜2.12	1.30				1.20〜1.60	.50〜.80	.70〜.80	中間まで有	石室は地山を掘り下げて築かれており，封土の存在不明
2・3	存在認められない		南北(南)	1.20〜1.40	1.74〜1.94	.80〜.94				(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	羨道破損，玄室，天井石露出し，封土不明。
2・4	存在認められない		南北(南)	1.40〜1.50	1.30〜1.60	1.30				1.00〜1.20	1.20〜1.50	.40〜.80	無	玄室天井露出，玄室天井と羨道の一部破壊。
2・5	痕跡を僅かにとどめる		南北(南)	1.50〜1.62	1.60〜1.76	1.20〜1.40				1.62	.94〜1.04	1.02	有	天井石露出していて，封土流出。
2・6	7.00	(不明)	南北(南)	1.54〜1.70	1.70〜1.84	.94〜1.10				.74〜1.00	.74〜.86	(不明)	無	道路により封土変形し，天井石露出，羨道の一部破壊されていた。
2・7	存在明らかでない		東西(東)	1.70〜1.90	2.10〜2.18	(不明)				(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	封土流出，玄室一部露出。玄室天井および羨道破損。
2・8	痕跡らしいものが認められる		南北(南)	(不明)	1.10	(不明)				(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	玄室の側壁の片側，天井および羨道完全に破壊。

大きさ等 / 古墳名	封土		石室										備考
	直径	高さ	方向(開口)	奥室			前室			羨道				
				長さ	幅	高さ	長さ	幅	高さ	長さ	幅	高さ	天井石	
2・9	痕跡らしいものが認められる		南北(南)	.92	1.00	(不明)				(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	玄室天井および羨道は完全に破壊されている。
2・10	存在明らかでない		南北(南)	1.46	1.80	(不明)				(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	玄室の天井および片側完全破壊。
2・11	存在している		南北(南)	1.70	1.96〜2.10	(不明)				1.44	(不明)	(不明)	(不明)	玄室の天井および側壁の一部と羨道の一部破壊されている。
2・12	存在認められない		南北(南)	.94〜1.10	1.12〜1.22	1.00				1.50	.50〜.70	.50〜.78	無	地山を掘り下げて築成されており，天井石の一部欠失，盗掘墳。
2・13	存在明らかでない		南北(南)	1.20〜1.24	1.20〜1.34	.98〜1.10				1.60	.90〜1.30	(不明)	無	玄室天井石の一部欠失。
2・14	痕跡らしいものが認められる		西南一東北(西南)	.90〜1.20	1.30	(不明)				(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	玄室天井石および羨道欠失。
2・15	痕跡らしいものが認められる		南北(南)	1.60	1.50〜1.76	(不明)				1.26〜1.80	1.00〜1.26	.50〜.90	無	玄室の天井石落下。石室の一部露出。
2・16	7.00	(不明)	南北(南)	2.24	1.60〜1.70	(不明)				(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	玄室天井石落下。玄室側壁の一部および羨道欠失。

大きさ等・古墳名	封土		石室										備考
	直径	高さ	方向(開口)	奥室			前室			羨道				
				長さ	幅	高さ	長さ	幅	高さ	長さ	幅	高さ	天井石	
2・17	存在明らかでない		南北(南)	(不明)	1.50	(不明)				(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	石室の一部露出，羨道と玄室の一部完全に破壊されている。
2・18	存在認められない		南北(南)	.74〜.80	(不明)	(不明)				(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	石室の一部露出。石室の破壊がひどい。
2・19	痕跡らしいものが認められる		南北(南)	1.00〜1.08	1.34〜1.48	(不明)				.80〜1.04	.74〜.88	(不明)	(不明)	石室の一部露出。玄室天井石欠失。
2・20	存在している		南北(南)	1.40〜1.50	(不明)	(不明)				1.60	(不明)	(不明)	(不明)	玄室の天井石，玄室および羨道の片側破損。
2・21	存在明らかでない		南北(南)	1.20	1.40〜1.50	(不明)				(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	石室の一部露出。天井石および羨道片側欠失。
3・1	10.00	.70	南北(南)	1.60〜2.12	1.50〜2.00	1.80				2.30〜3.28	.90〜1.90	.50〜1.36	中間まで在り	羨道の天井石落下しかけており，盗掘されている。
3・2	8.00	(不明)	南北(南)	1.52〜1.60	1.60〜1.90	1.68				3.80	(不明)	(不明)	(不明)	道路に接しているため，羨道の片側破壊され，玄室露出す。
3・3	5.50	.50	南北(南)	1.60	1.60〜1.84	(不明)				1.60	(不明)	(不明)	(不明)	玄室天井石落下，玄室露出，羨道片側欠損。

大きさ等 / 古墳名	封土 直径	封土 高さ	石室 方向(開口)	奥室 長さ	奥室 幅	奥室 高さ	前室 長さ	前室 幅	前室 高さ	羨道 長さ	羨道 幅	羨道 高さ	羨道 天井石	備考
3・4	存在している		南北(南)	1.30〜1.38	1.50〜1.84	(不明)				1.90〜2.20	.80〜1.16	(不明)	(不明)	石室の一部露出，玄室の天井石落下。
3・5	4.80	(不明)	南北(南)	1.20〜1.60	1.66〜1.84	1.40				1.20〜1.24	.74〜.76	.50〜.58	無	玄室天井露出。
3・6	11.50	2.40	南北(南)	2.20〜2.34	2.00〜2.40	1.90〜2.04				3.10	1.14〜2.00	1.26〜1.60	有	盗掘墳。
3・7	7.20	.60	南北(南)	2.10〜2.20	1.84〜1.96	1.44〜2.00				2.06〜2.60	.80〜1.40	1.10〜1.40	有	完全に開口していた。
4・1	存在認められる		南北(南)	(不明)	(不明)	(不明)				(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	完全に破壊され，石材も除かれている。敷石その他一部残存。
4・2	存在している		南北(南)	1.80〜2.10	1.70〜2.06	(不明)	1.10〜1.36	2.00〜2.04	(不明)	3.00〜3.30	1.50〜1.60	(不明)	有	天井石落下し，一部欠失。
4・3	10.00	1.70	南北(南)	3.90〜4.36	2.10〜2.50	(不明)				1.60〜2.00	.76〜1.10	(不明)	有	天井石落下し，一部欠失。
4・4	10.00	3.10	南北(南)	2.18〜2.46	2.10〜2.64	2.90	.68〜.96	2.64〜2.74	1.60〜1.84	2.10〜2.80	1.20〜2.80	1.40	有	羨門の所の天井石片側落下，盗掘墳。

大きさ等 / 古墳名	封土		石室											備考
	直径	高さ	方向(開口)	奥室			前室			羨道				
				長さ	幅	高さ	長さ	幅	高さ	長さ	幅	高さ	天井石	
4・5	痕跡らしいものが認められる		南北(南)	(不明)	(不明)	(不明)				(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	完全に破壊され，僅かに敷石床の一部が残存。
4・6	痕跡らしいものが認められる		南北(南)	1.70〜1.90	1.30〜1.40	(不明)				1.80	(不明)	(不明)	(不明)	天井石および羨道の片側破損欠失。
4・7	存在認められる		南北(南)	1.84〜1.90	1.50〜1.64	(不明)				(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	天井石および羨道の片側破損欠失。
4・8	痕跡らしいものが認められる		南北(南)	(不明)	1.50〜1.60	(不明)				(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	破壊が著るしく，玄室の一部を除き欠失。
4・9	11.00	.90	南北(南)	1.90〜2.04	2.06〜2.70	2.66〜2.90	.68〜.90	2.50〜2.66	1.80	3.00〜6.90	.84〜2.06	.60〜1.20	無	玄室の天井の一部破壊，盜掘墳。
4・10	存在認められる		南北(南)	(不明)	(不明)	(不明)				(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	破壊著るしく，玄室の一部と敷石床の一部が残存。
4・11	存在認められる		東南一西北(東南)	1.86	1.86〜2.10	(不明)				3.70	1.04〜1.20	(不明)	(不明)	天井石落下し，一部欠失。
4・12	痕跡らしいものが認められる		南北(南)	(不明)	1.60	(不明)				(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	玄室の一部と敷石床の一部残存，他は完全に破損。

大きさ等 / 古墳名	封土 直径	封土 高さ	石室 方向(開口)	奥室 長さ	奥室 幅	奥室 高さ	前室 長さ	前室 幅	前室 高さ	羨道 長さ	羨道 幅	羨道 高さ	羨道 天井石	備考
4・13	痕跡らしいものが認められる		南北(南)	(不明)	1.64	(不明)				(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	玄室の一部を除き，ほとんど破損。
4・14	痕跡らしいものが認められる		(不明)	(不明)	(不明)	(不明)				(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	僅かに敷石床のみ一部残存し，他は完全に破壊欠失。
4・15	存在している		南北(南)	1.06〜1.30	1.40〜1.64	(不明)				1.20〜1.30	.58〜.94	(不明)	(不明)	天井石欠失。
4・16	存在している		南北(南)	1.80〜1.98	1.66〜2.00	1.50				2.36〜2.94	.60〜1.80	.72〜1.20	無	天井石の大部分は破壊。
5・1	存在している		南北(南)	2.14〜2.24	1.40〜1.84	1.54〜1.70				2.50〜3.46	.70〜1.48	.52〜1.20	一部のみ有	盗掘墳。
5・2	10.00	.63	南北(南)	2.10〜2.54	2.24〜2.56	2.80	.36〜.70	2.30	1.64〜2.00	3.40〜3.50	1.04〜3.00	1.20〜1.80	中間まで有	盗掘墳。
5・3	存在している		南北(南)	(不明)	1.60〜1.80	(不明)				(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	天井石落下，羨道完全破損。
5・4	11.00	1.70	東西(西)	1.90〜2.62	1.06〜2.70	2.60〜2.72	.44〜.90	1.50〜1.70	1.46〜1.64	1.50〜1.54	.80〜.96	1.30〜1.54	有	盗掘墳。

大きさ等 / 古墳名	封土		石室											備考
	直径	高さ	方向(開口)	奥室			前室			羨道				
				長さ	幅	高さ	長さ	幅	高さ	長さ	幅	高さ	天井石	
5・5	存在している		南北(南)	2.52〜2.68	2.08〜2.24	2.70	.40〜.50	1.50	1.38	1.60〜2.40	1.04〜1.20	.50〜1.30	無	盗掘墳。
5・6	存在認められる		南北(南)	1.36〜1.50	1.80〜1.92	(不明)				2.80〜2.88	.86〜1.72	(不明)	(不明)	天井石崩壊。
6・1	12.00	1.94	南北(南)	2.26〜2.54	2.22〜2.54	2.54	.76〜1.06	1.95〜1.98	1.66	2.10〜2.70	.80〜1.28	1.08〜1.56	中間まで有	盗掘墳，開口していた。
6・2	完全破壊		(不明)	(不明)	(不明)	(不明)				(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	完全破壊，僅かに痕跡をとどめているのみ。
6・3	6.50	.40	南北(南)	1.90〜2.12	1.86〜2.64	2.06〜2.16	.50〜.80	2.38〜2.48	1.50	3.76〜4.74	1.00〜1.40	.60〜1.40	中間まで有	盗掘墳。
6・4	存在している		南北(南)	1.86〜2.08	2.02〜2.50	2.64	.70〜1.16	2.32〜2.46	1.50	4.58〜5.42	.80〜2.10	1.30〜1.70	一部に有	盗掘墳。
6・5	存在認められる		南北(南)	1.56〜1.68	1.42〜1.62	1.28〜1.40				(不明)	(不明)	(不明)	(不明)	羨道破損。
6・6	存在認められる		東南一西北(東南)	1.50〜1.72	1.60〜2.16	1.42				2.90	.86〜(不明)	(不明)	(不明)	羨道片側破損。

図1

大きさ等 / 古墳名	封土		石室											備考
	直径	高さ	方向(開口)	奥室			前室			羨道				
				長さ	幅	高さ	長さ	幅	高さ	長さ	幅	高さ	天井石	
6・7	7.00	1.00	南北(南)	1.60〜1.86	1.80〜2.40	1.60〜1.82				3.40	.60〜1.50	.84〜1.30	中間まで有	盗掘墳。玄室床面下に黒色土層あり。
6・8	存在している		南北(南)	1.62〜2.06	1.46〜1.60	(不明)				2.90	.60〜1.54	.44〜.84	中間まで有	玄室天井石落下。
6・9	存在明らかでない		南北(南)	.94〜1.20	1.24〜1.34	(不明)				1.50〜2.40	.70〜1.50	(不明)	(不明)	天井石破壊，石室一部露出。
6・10	存在認められない		南北(南)	1.34〜1.40	1.22〜1.36	1.30				1.80	(不明)	(不明)	無	石室一部露出，羨道部樹木のため一部未調査。
7・1	存在している		南北(南)	1.98〜2.16	1.86〜2.20	1.60〜2.10	.50〜.64	2.50〜2.58	1.50	2.70〜3.40	1.28〜1.80	.82〜1.40	中間まで有	開口した盗掘墳。
7・2	6.00	.74	南北(南)	1.80〜1.86	1.40〜1.90	1.54〜1.64				2.40〜2.60	.90〜1.30	.96〜1.04	中間まで有	羨道の天井石端露出，盗掘墳。
7・3	存在している		南北(南)	1.80〜2.20	1.60〜2.10	1.40〜1.86	.42〜.56	1.90〜2.20	1.14〜1.40	2.90〜3.46	.84〜.94	1.10〜1.24	先端を残して有	盗掘墳。
7・4	6.40	1.00	南北(南)	1.80〜2.00	1.62〜2.00	1.62〜1.84				3.24〜3.64	.86〜2.40	(不明)	(不明)	羨道の一部破損，盗掘墳。

大きさ等 / 古墳名	封土		石室											備考
	直径	高さ	方向(開口)	奥室			前室			羨道				
				長さ	幅	高さ	長さ	幅	高さ	長さ	幅	高さ	天井石	
7・5	6.40	1.20	南北(南)	1.74〜2.00	1.66〜2.10	1.80〜2.12				3.54〜3.58	.90〜2.00	.36〜1.50	中間まで有	盗掘墳。
7・6	存在している		南北(南)	1.70〜1.80	2.14〜2.42	1.80〜2.06				(不明)〜3.20	.70〜(不明)	.90〜1.60	中間まで有	天井石一部欠失，盗掘墳。
7・7	存在している		南北(南)	1.56〜1.88	2.06〜2.20	1.52〜1.70				1.56〜2.14	1.00〜1.16	.62〜1.00	無	盗掘墳。
イ	15.00	3.20	南北(南)	2.96〜3.12	2.22〜2.52	2.82〜3.00	.94〜1.14	1.52〜1.60	2.06〜2.20	1.70〜2.60	1.02〜1.20	1.22〜1.60	中間まで有	盗掘墳。屍床あり。
ロ	7.40	1.34	南北(南)	2.26〜2.42	2.00〜2.30	1.86〜2.40	.26〜.42	1.82	1.30〜1.50	2.96〜3.20	.86〜1.80	.80〜1.20	一部に有	盗掘墳。
ハ	3.40	.16	南北(南)	1.52〜1.86	1.70〜1.94	1.50〜1.90				1.62	.72〜(不明)	(不明)	無	羨道は樹木のため一部未調査。

〔註〕(1) 封土の直径や高さは，判明しにくい。斜面に位置するものは流出により，或いは採石や植樹等によって相当に変貌している。一般に斜面の下方より見ると封土の高さは大であるが，上方より見ると小さい。この表に示した高さは，主として斜面の上方からの高さである。

(2) 方向は，石室主軸の方向であって，北東から北西の間にあるものは北，南東から南西の間にあるものは南として，大体の方向を示すにとどめた。開口は，羨門の方向である。

(3) 袖石が張り出さず，そのまま羨道に連なっている古墳が多いが，そのような古墳にあっては，袖石も羨道の中に含めて計上した。

(4) 羨道に天井石のない場合の高さは，側石の高さをもって表わした。

第2表　古墳の玄室の大きさによる分類

A式 長さ・幅ともに 130㎝以下のもの	B式 長さ・幅ともに 150㎝以下のもの	C式 長さ・幅ともに 190㎝以下のもの	D式 長さ・幅のいずれか 190㎝以上のもの	E式 長さ・幅ともに 190㎝以上のもの	F式 副室のあるもの	不明
1．2 2．8 2．9 2．12 2．14 2．18	1．4 2．13 2．19 2．21 6．9 6．10	1．6 1．7 2．1？ 2．4 2．5 2．6 2．10 2．15 2．17？ 2．20？ 3．3 3．4 3．5 4．8？ 4．12？ 4．13？ 4．15 5．3 6．5	1．1？ 1．5 1．8 2．2 2．3 2．7 2．11 2．16 3．2 4．6 4．7 4．11 5．1 5．6 6．6 6．7 6．8 7．2 7．6 7．7 ハ	1．3 3．1 3．6 3．7 4．3 4．16 7．4 7．5	4．2 4．4 4．9 5．2 5．4 5．5 6．1 6．3 6．4 7．1 7．3 イ ロ	4．1 4．5 4．10 4．14 6．2
6基	6基	19基	21基	8基	13基	5基

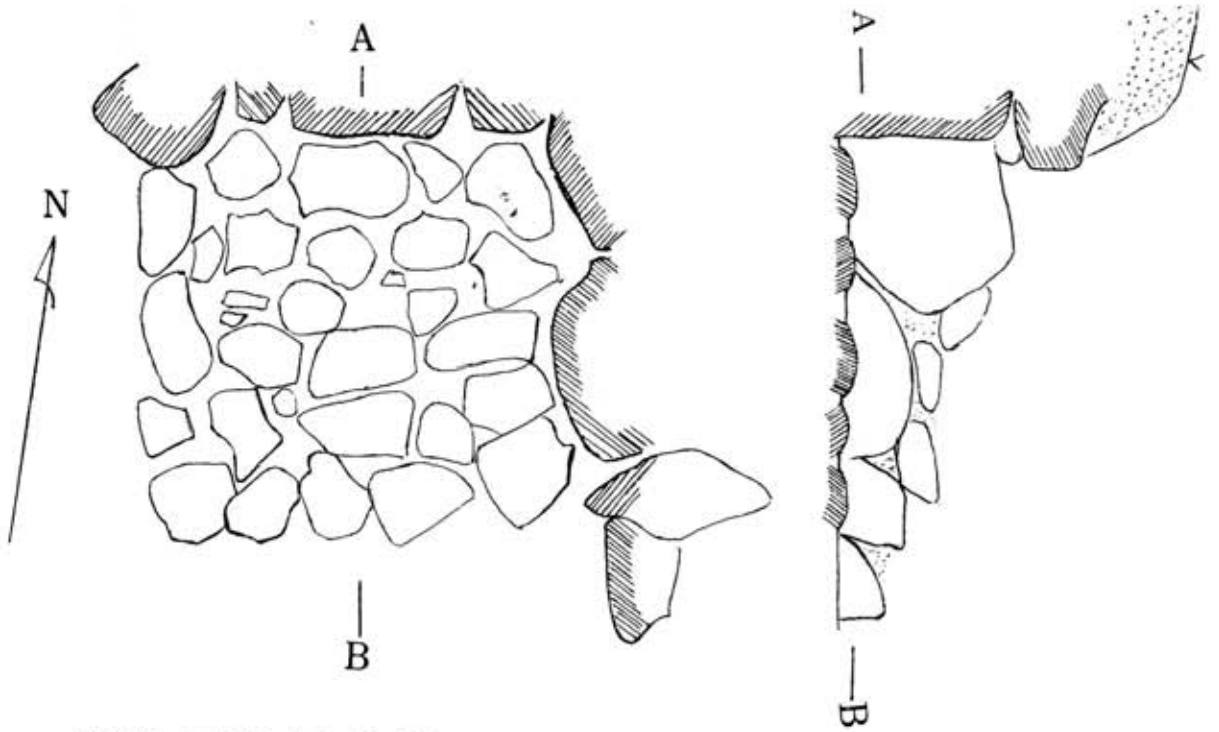

第2区8号古墳　　大隈 悟

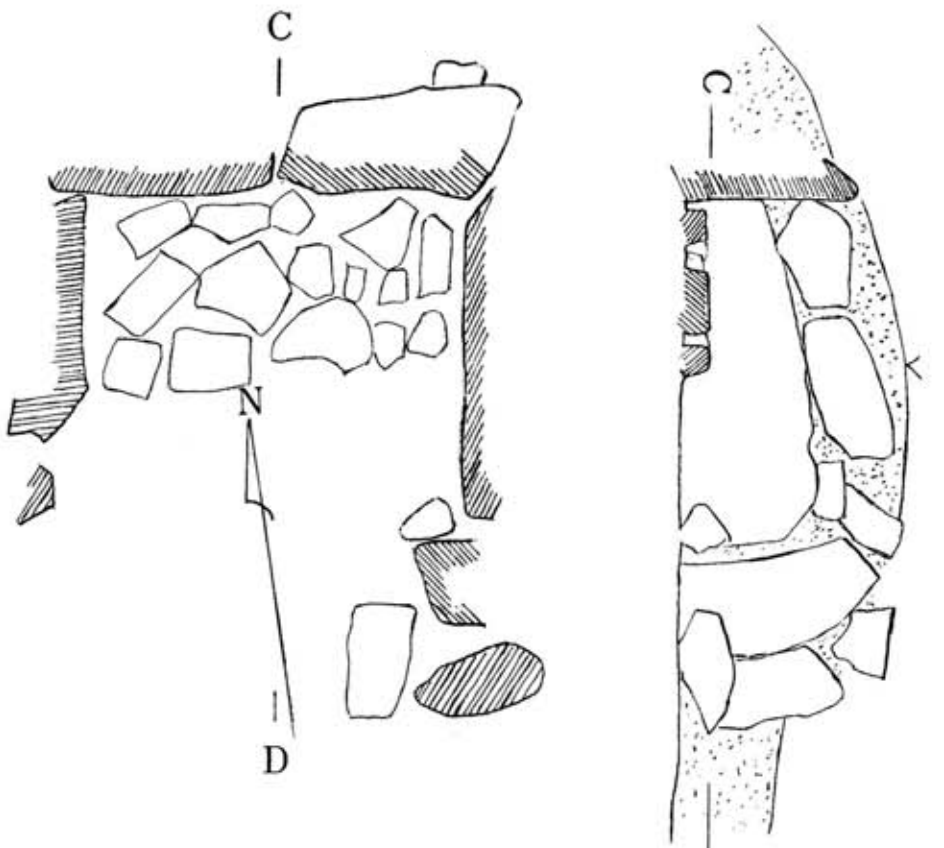

第2区9号古墳　　大隈 悟

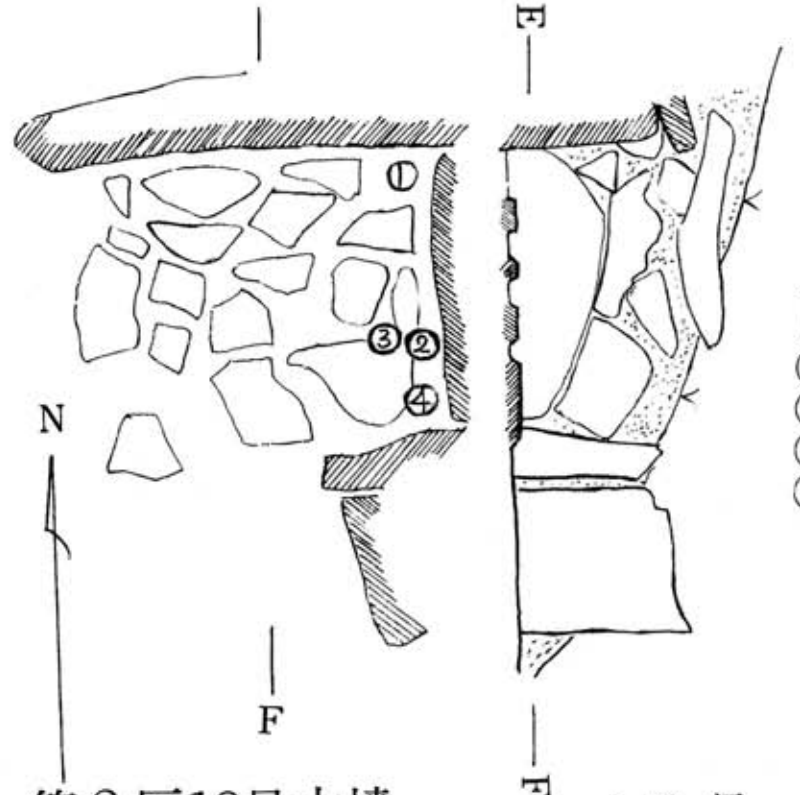

第2区18号古墳　　大隈 悟

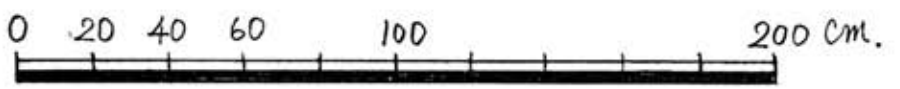

〔出土遺物〕
①須恵器蓋(伏置)
②須恵器坏(仰置)
③須恵器坏と蓋(蓋をかぶせる)
④須恵器平瓮と坏(坏をかぶせる)

第21図　A式の古墳

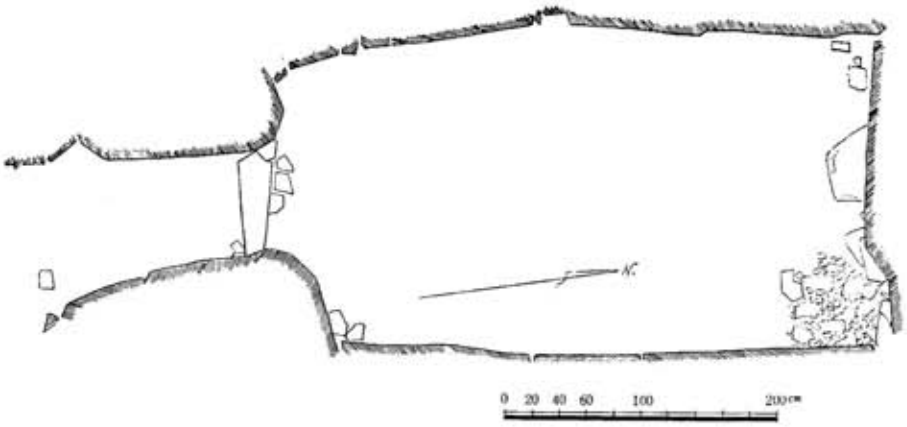

第22図 特色ある第4区3号墳の石室平面図　木下之治

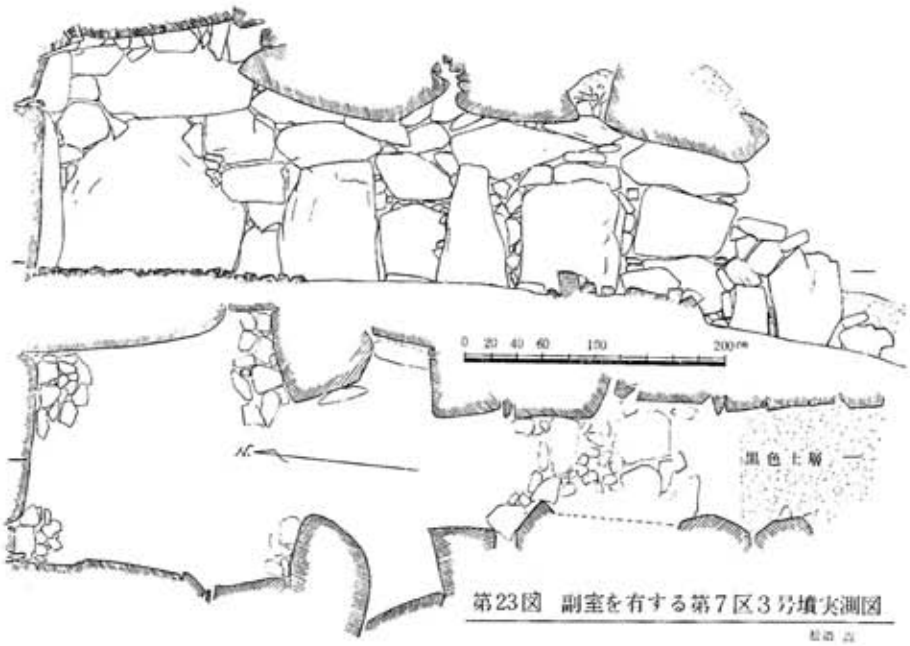

第23図　副室を有する第7区3号墳実測図

第24図　第4区4号墳の配石遺構

四　羨道前の遺構

羨道前の主な遺構としては、配石遺構[1]と黒色土層の二つがある。配石は、羨道前に多数の小石が無雑作のように置かれているもので、重なり合っている部分もあり、大体断続的に配されているようである（第二四図）。石室の主軸の線と斜めに交叉するように置かれているようであるが、一定した規準も見出されないし、また、どのような性格のものであるかも判明しない。この配石は、比較的規模の大きい古墳に設けられていて、その配石のところはほとんど黒色土層となっており、また、土器片の包含層ともなっている。

黒色土層[2]は、草木灰の堆積したものではないかとも考えられるが明らかでなく、この古墳群地帯の地層が一般に黄褐色を呈しているため、注目をひきやすい存在となっている。この黒色土層は、基盤層の上にのっており、羨道前にある古墳もあれば、羨道の中間位のところから羨道前に及んでいるのもあって、その位置は一定していない。この層の範囲も厚さも古墳によって異なっているが、厚さが一米余りに及んでいるのもある。

この黒色土層も、配石遺構と同じように比較的規模の大きい古墳にのみその存在が認められ、また、この層中には土器片を包含している例が多い。この黒色土層が草木灰であるかどうかは今後の検討にまつとしても、この層中から故意に破砕したらしい土器片が出土するという事実と相俟って、埋葬時における何等かの儀礼の存在をしのばせるものがあるようである。

（註）① 配石遺構が存在している古墳は、次のとおりである。第一区――五号墳・八号墳。第三区――六号墳。第四区――一号墳・四号墳・六号墳・七号墳。第五区――一号墳・二号墳・五号墳。第六区――一号墳。第七区――二号墳。

② 黒色土層が存在している古墳は、次のとおりである。第一区――五号墳・六号墳・八号墳。第二区――二号墳。第三区――一号墳・二号墳・六号墳。第四区――一号墳・二号墳・三号墳・四号墳・六号墳・九号墳・一一号墳。第五区――一号墳・二号墳・四号墳。第六区――一号墳・三号墳・六号墳。第七区――二号墳・三号墳。特別区――イ号・ロ号。

四、遺　物

調査を実施した七八基の古墳の中、盗掘を免れていたのは僅か一三基にすぎなかった。しかも盗掘を免かれていた古墳は、人の注意をひかない封土や石室の規模が小さいものばかりであったので、調査した古墳の数が多かったのに対し遺物の数は少なく、土器以外はほとんど見るべきものがなかった。

土器は、完全品と復原したものと合せて四三五箇であるが、未整理の破片は相当多数に及んでいる。土器以外では、装身具の耳環や玉類、鉄器類に砥石などが若干発見されたにすぎなかった。土器は、玄室・羨道・羨道前・羨道近くの封土中の四ヵ所から発見されているが、盗掘墳にあっては玄室内に遺存しているのは稀である。装身具類は、すべて盗掘墳の玄室内からの発見であるため、当初の位置や数を知ることができない。鉄器類は、玄室・羨道・羨道前などから発見されており、砥石はほとんど羨道内からの出土である。

未盗掘墳からの出土遺物を見ると、第五区の六号墳から鉄鏃とともに、耳環二箇が発見されたのは異例であり、他の二基から鉄器片が出土しているのみで、残りの一〇基からはすべて土器類のみが出土している。[1] この未盗掘墳は、玄室分類表（第二表）によると、D式のものが二基で他はすべてA・B・Cの三式であって、極めて規模の小さい古墳であるところから見て、規模の小さい古墳には土器以外はほとんど副葬されていなかったことが推察される。

未盗掘墳においては、土器類は玄室内の袖石に近い一隅または両隅におかれているのが通例であって（第二五、二六図）、土器を並べておいてあるというよりも一ヵ所に集積したような配置になっている。坏や高坏などの蓋は、かぶせてあるものもあり、別々にはなしておいてあるのもあり蓋を逆さにしてかぶせてあるのもあり、また坏と蓋の数が違っているのも

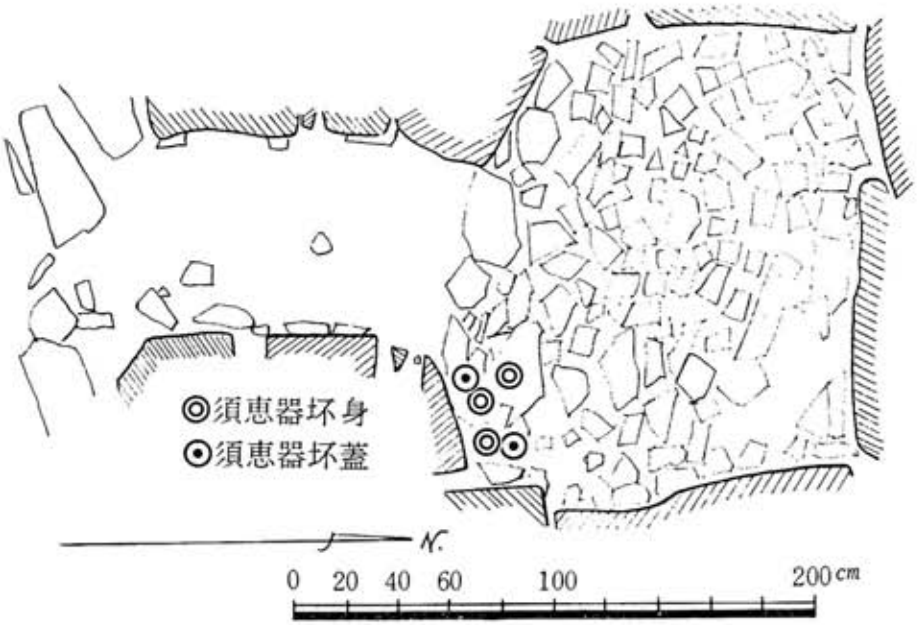

第25図　未盗掘墳における遺物の配置図

第3区5号墳

第26図　未盗掘墳の遺物出土状況

第2区 18号墳

あって、置き方には一定した基準はなかったようである。

盗掘された古墳は、一般的に玄室内だけが盗掘の対象となっているため、羨道や羨道前などは埋没したままになっていて、多くは原形を保っていた。盗掘墳の玄室内からも土器の破片は発見されることがあったが、主として羨道や羨道前から土器類は発見されている。第四区一六号墳や第六区四号墳では、羨道の側壁に接して積み重ねたようにして土器がおかれていたが、羨道からの土器の出土は余り多いとはいえない。

土器が最も多く発見されるのは、羨道前や羨道に接した封土端からであって、羨道前あたりに存在している黒色土層中には特にその包含率が高い。この黒色土層中の土器のうちには、細片となり、しかも一箇体分の土器片が相当広範囲にわたって散在しているものもあって、故意に破砕し遺棄したものではないかと思われるものもある。羨道に接した封土端付近の黒色土層中に土器を埋置していた主な古墳は(第二七図)、第五区の四号墳・第七区の二号墳・特別区のイ号墳およびロ号墳などであるが、これらには並置していたらしい形跡も認められる。特に特別区イ号墳から出土した土器は非常に多く、羨道前に黒色土層が相当広範囲にわたって存在していたが、この層中に二層になって土器片が包含されていた。この黒色土層は、玄室に向かって左側へのびているが、この黒色土層よりも羨道に近く、封土の末端に近いと思われる地点に、約一〇箇余りの須恵器甕が五米四〇糎の範囲にほぼ一線に埋置されていた。この甕列の間にも各種の土器がおかれていたが、この甕列より約六〇糎羨道に寄った地点に、高坏その他の土器がほぼ甕列に平行して埋置されていた。

須恵器甕は、特別区イ号墳から一〇箇余り出土している他、第五区四号墳の羨道前黒色土層中から五箇体分余り、第一区六号墳の羨道前黒色土層中から一箇体分、また、第一区五号墳の羨道の天井石の端に近い封土中からほぼ完全に近い形で一箇体分が発見されている。この須恵器甕は、多くの古墳から破片が出土しているが、体をなすものはほとんどなく、

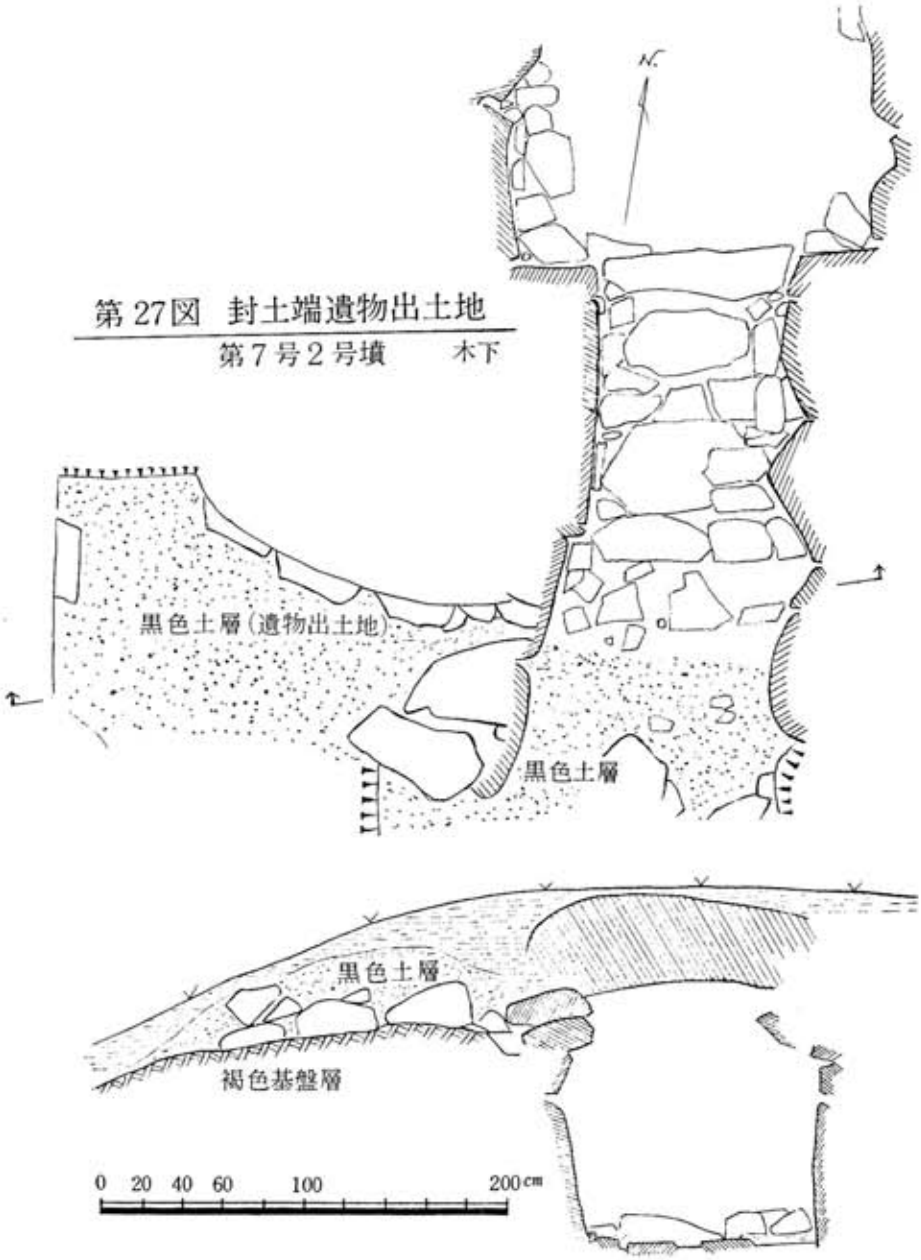

第27図　封土端遺物出土地

第7号2号墳　　木下

また、未盗掘墳からも僅か二、三箇の破片だけの出土を見ている例が多い。

土器以外の遺物は、そのほとんど全部が盗掘墳からの出土であって、盗掘時に見落されて残っていたものがその大部分をしめている。そこで、羨道その[2]他未攪乱場所から出土した一部のものを除くと、原位置は明らかでなく、副葬されたものの全貌を知ることは到底不可能なことである。

〔註〕① 未盗掘古墳からの出土遺物は次のとおりである。

第一区二号墳（A式古墳）――須恵器坏（身四箇・蓋三箇）。
第一区七号墳（C式古墳）――須恵器坏（身六箇・蓋五箇）・須恵器三耳壺（蓋付）一箇・須恵器坩一箇。
第二区二号墳（D式古墳）――須恵器坏（身一箇・蓋二箇）・須恵器双耳壺（蓋付）一箇・鉄着鉄器。
第二区五号墳（C式古墳）――須恵器坏（身四箇・蓋六箇）・須恵器高坏三箇・須恵器平瓮一箇・須恵器破片・鉄器片。
第二区九号墳（A式古墳）――須恵器長頸壺一箇。
第二区一四号墳（A式古恵）――須恵器坏（身三箇・蓋二箇）・須恵器破片。
第二区一七号墳（C式古墳）――須恵器坏（身五箇・蓋三箇）・須恵器坩一箇。
第二区一八号墳（A式古墳）――須恵器坏（身三箇・蓋二箇）・須恵器平瓮一箇・土器破片。
第二区二〇号墳（C式古墳）――須恵器坏（身四箇・蓋二箇）・須恵器平瓮一箇・土師器坏一箇。
第三区五号墳（C式古墳）――須恵器坏（身三箇・蓋二箇）。
第五区六号墳（D式古墳）――須恵器坏（身二箇・蓋一箇）・須恵器坩一箇・須恵器長頸壺一箇・鉄鏃・耳環二箇。
第六区五号墳（C式古墳）――須恵器坏（身四箇・蓋四箇）・須恵器長頸壺一箇・須恵器破片。
第六区一〇号墳（B式古墳）――須恵器坏（身三箇・蓋二箇）。

② 盗掘墳の玄室内から出土した遺物で原位置を保っていたと推定されるものは、極めて少ないが、次のとおりである。

第六区四号墳――前室から須恵器の蓋二箇と平瓮一箇、鉄鏃数本。
第五区四号墳――奥室の袖石に接した付近から鉄鏃数本。
特別区ロ号墳――前室から馬具および鉄。

(一) 土　器

この古墳群から出土した遺物の代表的なものが土器であって、その数は相当多数にのぼっている。土器は須恵器と土師器の二種類であるが、須恵器の方が多く、その主流をしめている。

出土した土器の過半数は坏であって、坏以外では長頸壺や平瓮・瑞・高坏などが若干出土しているにすぎず、その他の土器は全く数が少ない。須恵器甕は、復原可能な大形のものが十数箇体分出土しているが、その中には胴径七五糎余りの大形のものや、赤褐色または白色を呈しているものもあって、変化に富んでいる。

坏の身は、平底のものと、高台のついたものとの二種があるが、その概数の比をとってみると、高台付8に対して平底5となり、高台のついた坏が多い。坏の蓋は、つまみのあるものとないものとがあるが、つまみのある方の数が多い。須恵器の高坏には一般的である脚部に透彫のあるものの出土は極めてその数が少なく、しかも、それを埋置してあった古墳は、第五区の四号墳と特別区のイ号墳の二基に限定されている。この古墳群出土の土器には、装飾性を持ったものがほとんど見られないが、土師器には丹塗または漆塗などの高坏や坩があって注目される。これらの丹や漆を施した土器は、装飾性をもったものであるのか、呪術性を有しているものであるのか検討の要があろうと思われる。

この古墳群出土の土器は、坏にしても高坏にしても古墳出土の土器としては極めて時代の下降した形式のものであるが、古墳出土の土器としては全く異例に属する三耳壺や双耳壺(第三〇・三一・三二図)、あるいは糸切底をもった坏（第二八図）などの出土は、この古墳群の築成年代を考察する上から注目に値するものであろう。

特別区イ号墳出土の須恵器及び土師器の中には、一対として埋置したのではないかと考えられる高坏その他の一群があり、須恵器甕の破片が未盗掘墳にあっても数片づつ出土する例が多く、一箇体の甕を粉砕して諸処の古墳に分納したもの

か、あるいは運搬の労を省くために破片のみを埋置して一箇を納める意味を含めたのか、土器について考究すべき問題は極めて多いように思われる。これらの検討を要する多くの問題の一つに、一般に窯印と称されている須恵器のへら描文様がある。この古墳群から出土した土器の文様と他の古墳出土の土器文様との比較などは一応おいても、この古墳群内における古墳相互の関係を知る一つの方途として集成しておく必要を感じたが、数多い破片まで手が及ばず遂に不完全のままで終った（第四表・第二九図）。そのため各文様に該当する古墳数が少なく、所期の目的を達することができなかったが、この文様の中にも考究すべき多くの謎が秘められているのではなかろうか。

第28図　糸切底拓影

（第4区9号墳出土の坏）

第29図　土器のへら描文様拓影

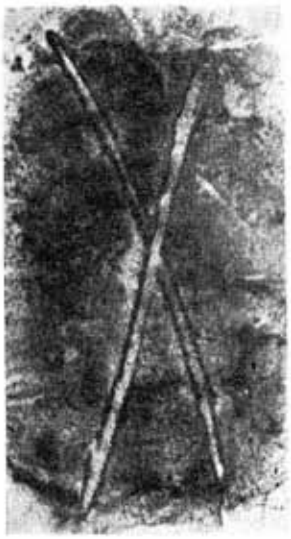

（特別区イ号墳）

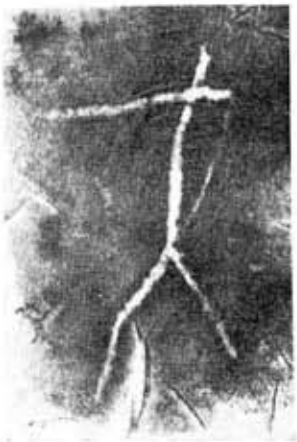

（特別区ロ号墳）

（特別区ロ号墳）

（第6区4号墳）

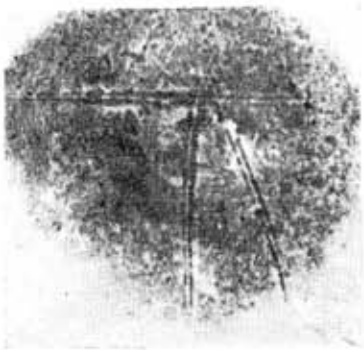

（第1区5号墳）

（特別区イ号墳）

第三表　出土土器一覧表

古墳名	須恵器		土師器	
		破片		破片
一区一号				
一・二	坏（身四・蓋三）	甕		
一・三	坏（身三・蓋四）	甕・壺・坏		
一・四		長頸壺		
一・五	坏（身一・蓋二）・甕一、	壺・甕・坏		坏
一・六	長頸壺一、平瓮一、甕一、			
一・七	坏（身六・蓋五）、三耳壺（蓋付）一・坩一			
一・八	長頸壺一			
二区一号	坏蓋一	坏		
二・二	坏（身一・蓋二）・双耳壺（蓋付）一	長頸壺		
二・三				
二・四				
二・五	坏（身四・蓋三）・高坏（蓋付）三・平瓮一、	甕・瓦・壺		
二・六				
二・七	坏身一	坏		
二・八				
二・九		坏		坏
二・一〇	長頸壺一			
二・一一	坏身一	坏蓋		
二・一二	坏身一	坏蓋		
二・一三	坏（身一・蓋三）	長頸壺		
二・一四	坏（身三・蓋二）	坏・壺		
二・一五		坏身		

二・一六	横瓮一			
二・一七	坏（身五・蓋三）・坩一			
二・一八	坏（身三・蓋二）・平瓮一、			
二・一九	坏蓋一	甕		
二・二〇	坏（身四・蓋二）・平瓮一	坏蓋	坏身一	
二・二一	坏身一			
三区一号	坏（身二・蓋一）・高坏一	長頸壺・平瓮・甕・坏蓋		坏
三・二		坏身		
三・三	坩一	長頸壺		
三・四	坏（身一・蓋一）	坏身		
三・五	坏（身三・蓋二）			
三・六	坏（身三・蓋五）	甕・坏（身・蓋）	坏身二	坏身
三・七				
四区一号		甕・坏身		坏身
四・二	坏（身三・蓋二）・横瓮一	甕・坏（身・蓋）		
四・三	坏（身一・蓋二）	坏（身・蓋）		高坏・把手
四・四	坏（身一・蓋二）	甕・坏（身・蓋）・高坏		坏（身・蓋）・高坏
四・五				
四・六	坏蓋二	甕・坏身		坏身
四・七	坏（身一・蓋三）	甕・坏（身・蓋）		坏身
四・八		坏蓋		
四・九	坏蓋三	坏（身・蓋）・甕・平瓮三・高坏一	坏身一	高坏二・坏身二
四・一〇		坏身・長頸壺・甕		
四・一一	坏（身三・蓋六）・高坏一	坏（身・蓋）・甕・長頸壺	坏（身二・蓋一）	
四・一二		甕・坏身		坏身
四・一三	坏（身一・蓋二）	（小片）		（小片）
四・一四		甕・坏蓋		

四・一五	坏（身二・蓋二）	甕		
四・一六	坏（身九・蓋九）・長頸壺一・脚付壺一	坏（身四・蓋三）・高坏・坏蓋・長頸壺・甕	坏身一	
五区一号	坏（身一・蓋一）・坩一	甕・高坏・坏蓋・長頸壺・甕		
五・二	坏蓋一	坏蓋		高坏・坏（身・蓋）
五・三	坏（身一・蓋一）	甕四・坏（身・蓋）・高坏・甕	高坏二・脚付坩一・盤一・坏身一・坩一	
五・四	坏身三・甕二・高坏一・甕一	甕・坏（身・蓋）	坩一	
五・五	坏（身七・蓋一四）	甕		
五・六	坏（身二・蓋一）・坩一・長頸壺一	坏蓋・坩・甕・平鉢		高坏・坏・坩
六区一号		甕		（小片）
六・二	坩一・坏蓋一	甕・長頸壺・坩・高坏・坏（身・蓋）	坏身一	高坏・坏身
六・三	坏（身九・蓋八）・甕一・平鉢三・壺一	甕・坏（身・蓋）・坩	坏身二	高坏・坏身・盤
六・四				
六・五	坏（身四・蓋四）・長頸壺一	坏（身・蓋）・坩	坩	坏身
六・六		坩・甕		
六・七	坏（身一・蓋三）・平鉢一	坏（身・蓋）		坏身
六・八	坏（身二・蓋二）	甕		
六・九				
六・一〇	坏（身三・蓋二）	甕・坩・坏蓋		高坏・盤・坏身
七区一号	坏身一・平鉢一	甕・坏（身・蓋）・坩	高坏二・坏身一	高坏・坏身
七・二	坏（身一・蓋四）・長頸壺一・甕一・盤一		高坏一	
七・三	坏蓋三	甕・坏（身・蓋）		
七・四		甕・坏身	坏一	（小片）
七・五	坏蓋一・提瓶一	坩・坏（身・蓋）		高坏三
七・六		坩・坏（身・蓋）		坏（身・蓋）
七・七	坏（身四・蓋二）・双耳壺（蓋付）一・平鉢一		盤二	

特別区イ号			
特・ロ	坏(身二九・蓋二四)・提瓶一・脚付坩一・鑵九・脚付鑵一・長頸壺二・甕三・高坏一二・大形高坏一・壺一・平瓮一・把手付平瓮一・脚付壺二・坩八・碗一	長頸壺・甕七・坩・高坏八・提瓶一・器台一・坏(身六・蓋一一)	高坏三・脚付坩二・坩三・小形長頸壺一・坏身一
特・ハ	坏(身四・蓋四)・碗一・高坏二・平瓮二・小形長頸壺一・坩一 長頸壺一	甕・坏(身・蓋)・坩・高坏・平瓮 坏身	坩一
			高坏一七・坩 高坏・坩・盤 坏身

第四表　須恵器へら描文様一覧表

文様	土器が出土した古墳
	五・五、イ（二箇）、ロ
	四・二、イ
	五・六、六・四、イ（九箇）
	イ
	六・四、七・二
	七・二（二箇）
	七・二
	六・四、イ

文様	土器が出土した古墳
	三・六
	イ
	六・四（二箇）、ロ
	一・五、イ
	五・二
	ロ
	ロ
	四・四

文様	土器が出土した古墳
	五・五、イ
	ロ
	六・七
	四・三
	一・七、七・二
	イ
	六・四
	三・六

文様	土器が出土した古墳
	五・五
	一・七（二箇）
	六・四
	ロ
	六・三
	イ

(二) その他の遺物

土器類を除いた出土遺物は、鉄器類・装身具・砥石の三種であり、他に人骨がある。装身具は、身に着ける性質のものであるから玄室外から発見されることはありえないし、鉄器類も玄室内にその多くは置かれているため、盗掘墳が大部分をしめており、しかも規模の小さい古墳には土器以外副葬されていなかったこの古墳群からは、これらの出土品は極めて少なかった。

鉄器類（第五表）は、一部羨道や羨道前からも出土したが、その数は微々たるものであり、古墳からの出土遺物としては通例となっている刀剣類が皆無にひとしく、僅かにその残片が発見されたにすぎなかった。武具類としては、鉄鏃と刀子がそのすべてであり、また、鉄器類としては最も多かったが、これは他の古墳と相通じている点であろう。馬具も出土したのは僅かであったが、中に金銅張りや銀張りの施されているものも含まれている。数少ない鉄器類の中で、最も注目されるのは、農工具であって、有柄鎌・鋏[1]・たがね・あてびし等は、古墳出土としてはほとんど例のないものであろう。有柄鎌は第一区八号墳の玄室と羨道の間に設けられていた閉塞石中から、鋏は特別区ロ号墳の攪乱された形跡が見られない前室部から馬具等とともに発見されており、たがねとあてびしは特別区イ号墳の全然盗掘の対象となっていない羨道部の埋没土砂の下から出土している。

装身具の出土は、極めて少なく（第六表）、この古墳群の盗掘が徹底的に行われていたことを物語るものであろう。玉類と耳環、それにただ一箇であるが銅釧が出土しており、玉類の中に土製勾玉や土製練玉が含まれている点が注目される。

鉄器類や装身具の他に四箇の砥石[3]が出土しているが、この砥石は相当に使用された後に副葬されたものらしく、一箇を

除き磨滅の度が著るしい。砥石は今日と同じように、利器を砥石に当てて砥ぐ方法と、反対に利器に砥石を当てて砥ぐ方法との二つがあったらしく、この二種類の砥石が発見されている。

埋葬遺体が遺存していた古墳は、六基[3]にすぎなかったが、この中未盗掘古墳が一基含まれている。しかし、未盗掘墳の遺体の保存状況は極めて悪く、他の盗掘墳の遺体は全く小片にすぎなかった。未盗掘墳の中のA式またはB式に属する最小規模の古墳からは遺体らしいものは何も発見することができなかった。

〔註〕① 特別区ロ号墳出土の鋏については、これはヤットコであるとの指示もあった。しかし、鳥栖工業高校の大隈悟先生は、ヤットコは刃が交叉しないものをいうが、これは刃が交叉しているから鋏というべきである、と説明してくださったので、その説に従った。

② 砥石は、第二区一三号墳から一箇、特別区イ号墳から二箇、特別区ロ号墳から一箇出土している。

③ 人骨は、第四区の三号墳・九号墳・一六号墳の三基、第六区の五号墳・八号墳の二基及び特別区のイ号墳の六基から発見されている。この中でC式に属する第六区五号墳だけが未盗掘墳である。

第五表　出土鉄器類一覧表

古墳名	農工具	武具	馬具	鉄滓	その他
一区三号					鉄器片
一・五					癒着鉄器
一・六		平根鏃二			
一・八	有柄鎌一				
二区一号					鉄器片
二・二					癒着鉄器
二・四					癒着鉄器
二・五					癒着鉄器
二・一五					癒着鉄器
二・一六		平根鏃二・刀子一			
二・二一		刀子一			
三区六号					癒着鉄器
四区一号		鏃二			
四・二	釘一	鏃			
四・三		平根鏃一・他三、刀子四	鐙		
四・四		鏃一・刀子一			留金具一〇・尾錠
四・六		刀子一・鏃			癒着鉄器・鉄器片
四・九		刀子一平根鏃三			鉄器片
四・一〇		平根鏃一			
四・一一		平根鏃三・他一、刀子一・刀柄頭一	鐙破片		鉄器片
四・一六	斧一	鏃一			
五区一号			鐙破片		鉄器片
五・二		平根鏃二			鉄器片
五・四		平根鏃一・他一三、刀子二	鐙破片、雲珠破片		留金具二・鉄器片

古墳名	農工具	武具	馬具	鉄滓	その他
五・五		平根鏃四・他五、刀子片一・刀片			留金具二・不明鉄器二
五・六		平根鏃一			不明鉄器片
六区一号		平根鏃一・他一、刀子片一			不明鉄器
六・三		平根鏃四・他六、刀破片一			留金具三・鉄器片
六・四	斧一	平根鏃一・他一		鉄滓三	鉄器片
六・七		刀子一・刀口鉄一			
七区一号		鏃一			
七・二		鏃三			鉄器片
七・三		鏃・刀片			不明鉄器・鉄器片
七・四	斧一				鉄器片
七・六		刀子片			鉄器片
七・七					
特イ号	鎌二、たがね一、あてびし一	平根鏃一・他八、刀子二、刀片	轡		留金具二・不明金具
特・ロ	鉄一	刀子六・鏃	轡		留金具一・鉄器片

古墳名	玉類					耳環	その他
	勾玉	管玉	切子玉	丸玉	小玉		
四区　二号		(碧玉)一	(水晶)一	(ガラス)五	(ガラス)一	三	不明小環片一
四・三	一	(碧玉)三		(ガラス)一一	(ガラス)一一	一	
四・四				(メノウ)一	(土製)三		
四・六					(ガラス)一		
四・一一			(水晶)一		(ガラス)三一	一	
四・一四					(ガラス)九		銅釧一
五区　四号		(碧玉)一		(ガラス)八	(土製)一八		空玉一
五・五	(土製)二				(土製)六五		
五・六						二	
六区　一号						一	
六・三						四	
六・四						一	
六・七		(碧玉)二		(ガラス)六		三	
七区　二号						一	
特区　イ号				(ガラス)二五	(ガラス)三	一	
特・ロ		(碧玉)一		(ガラス)七	(ガラス)二		

五、考　　察

東十郎古墳群のある鳥栖市周辺には、今日なお大小数多くの古墳が存在していて、一大古墳群を形成しているが、その大多数はすでに盗掘されてその残骸をとどめているにすぎない状態である。しかし、この地区の古墳についての報告書は皆無にひとしく、しかも正確な分布図も作成されていない現状であって、今後に残されている課題が極めて多いことを痛感させられる。

東十郎古墳群七八基の中で、第五区四号墳と特別区イ号墳は、古墳の築成されている位置や規模・構造および出土遺物等他の古墳と著るしく異なるものがあって、他の古墳とはその築成年代を異にし、他よりも時代が遡るのではないかと考えられる。この二基の古墳は、石室の構造や遺物等より見て、古墳時代後期の特色を具備していることはほぼあやまりないことである。しかし、この二基を除く他の古墳にあっては、石室の構造そのものにも末期的症状が濃厚に感じられるが、特に第一区および第二区を中心とする小規模の石室墳は県内ではまだ類例が知られていない特色あるものであって、一米四方前後の石室が果して屍体を安置する機能を発揮していたかどうか疑問に思われるものである。しかも、三耳壷・双耳壷[1]または糸切底を有する坏を始めとする時代の下降した土器類、古墳出土としては類例が知られていない有柄鎌や鋏などの鉄製品、これらの出土品によってこの古墳群は、古墳時代が既に終った奈良時代を中心とする時期に築成されたものであろうと推定される[2]。大化改新の際に発せられた薄葬令によって、古墳を築成するような厚葬の風は禁ぜられ、一方仏教[3]の浸透によって火葬が普及し、古墳の築成は次第に消滅していったと考えられている。しかるに、太宰府へ通ずる古代官道の至近の地に、奈良時代まで古墳築成の余風が伝えられていたということは十分注目されねばならないことであろ

う。

この一米四方にすぎない小規模の石室が、果して石室の名に値いするものであるかも一考を要するであろうし、果して屍体の直接埋置の用に供されたものか、あるいは奈良時代の蔵骨器に類する土器の出土から考えて蔵骨器の埋蔵施設として用いられたものかどうか、遺体その他結論づける資料の検出ができなかったため明らかにすることができなかった。

この古墳群は、六つの小丘陵にわたって築成されているが、この六丘陵八地区の古墳の築成年代に大きい距たりがあったとは認めがたい。しかるに、各地区間に古墳の規模を始め、盗掘墳であるため確実性を欠くが装身具の出土の有無その他相当の相違が存している。築成年代の相違が認めがたいとすれば、各地区間における古墳築成のための石材運搬の難易にもとづくものであるのか、小児と成人、または貧者と富者等の年齢や社会的地位によって墓域が一定していたのにもとづくものであるのか明らかではないが、最西端に位置する第三区などは当時の聚落から相当遠距離に位置していたと考えられ、もっと近接した場所に僅か七基位を築成する余地がないとは思われないのにかかわらずこの不便なところに築成された理由は一応考察する必要があるように思われる。

時代は少し降るが、平安時代の延暦三年（七八四）には、国司が広い林野を占め、王臣家・諸司・寺家等が山林を兼併することを禁じており、延暦一七年（七九八）には、王臣家及び寺家の所有する山野や藪沢は、之を悉く収公しているのであるが、[4]この時代を遡る奈良時代にも既に山野や藪沢の私有化が行われ、この山野・藪沢の私有化は、ひいては墓域の占有化となったものではなかろうかという感を深くするものである。

なお、この古墳群については、考察すべき点が多いが、報告書の出版を急いだためその検討はすべて後日を期すことにした。

〔註〕①双耳壺は、蔵骨器として使用されており、大阪府埴生町や奈良市西安寺などの火葬墓から発見されている。

②この古墳群の築成された実年代を知るにたる資料は、調査によって発見することができなかった。この古墳群の編年については、九州大学文学部鏡山猛教授の指導を受けた。

③佐賀県における火葬については、松尾禎作「東肥前出土奈良時代乃至平安初期蔵骨器について」（佐賀県文化財調査報告書第三輯）がある。

④続日本紀による。

出土遺物実測図

製作者　九州大学文学部考古学教室
小田富士雄
宮小路賀宏
石松好雄

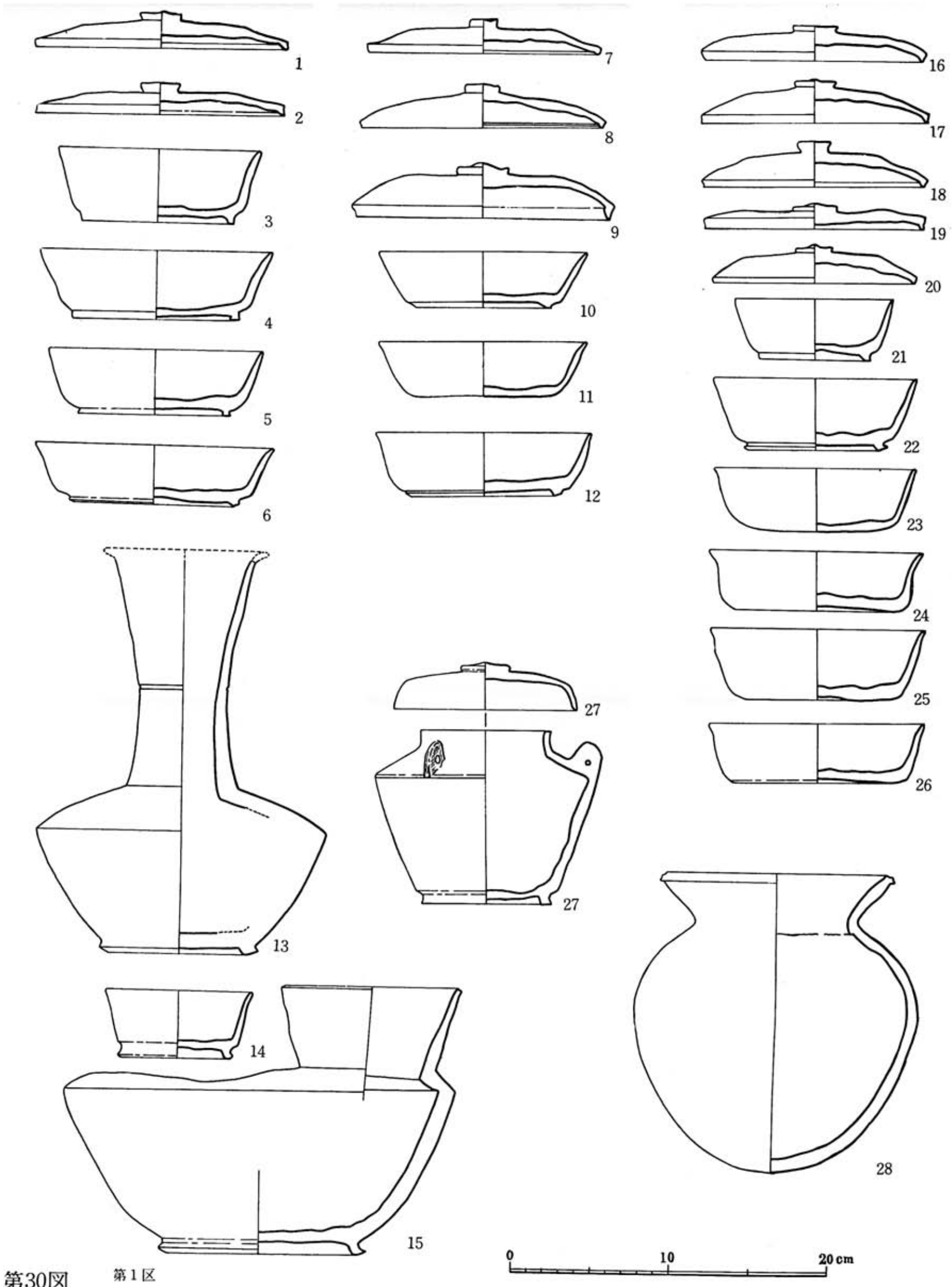

第30図　第1区
(1～6)－2号 (7～12)－3号 (13～15)－6号
(16～28)－7号

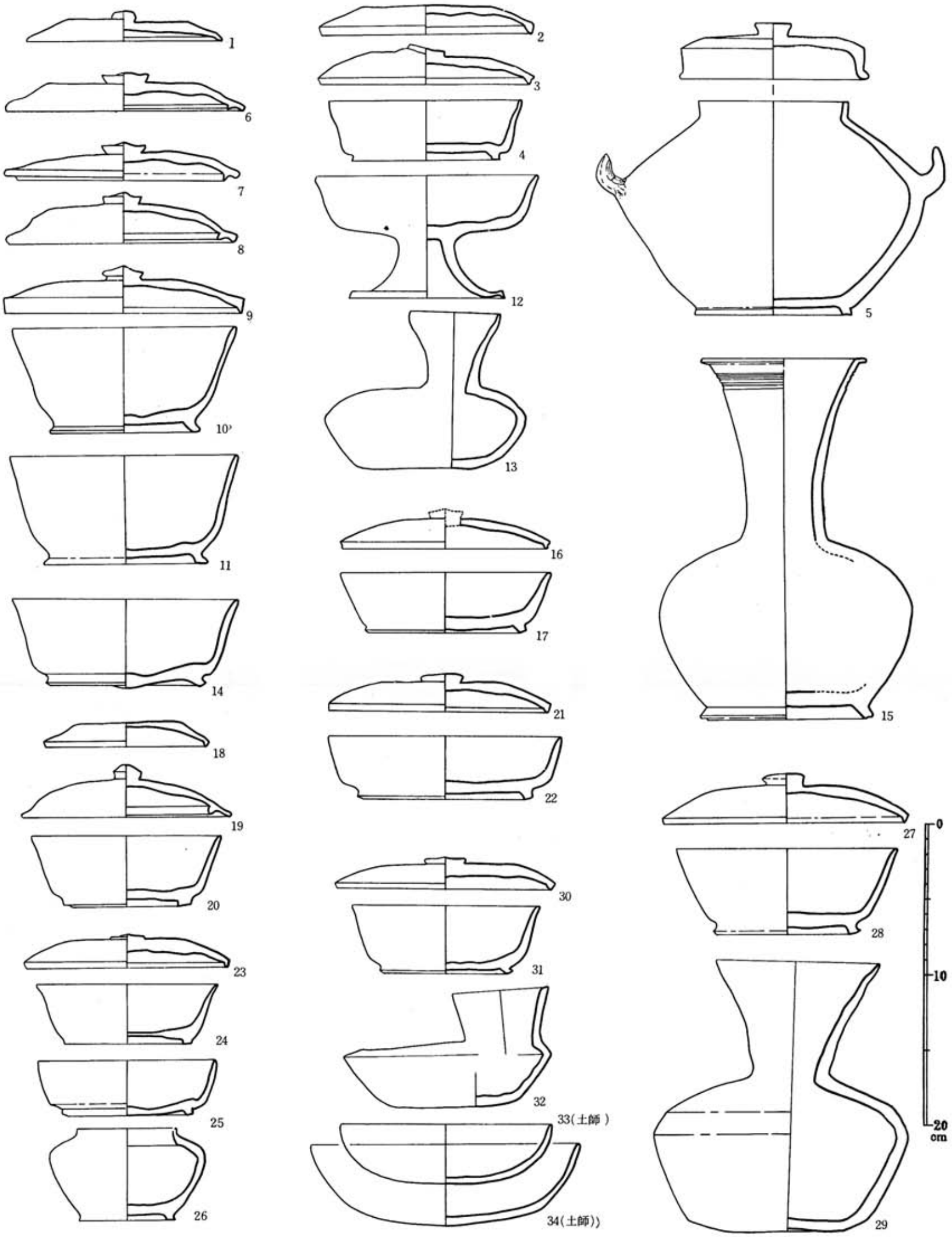

第2区

(1)－1号　(2～5)－2号　(6～13)－5号　(14)－7号　(15)－9号　(16, 17)－11号

(18～20)－13号　(21, 22)－14号　(23～26)－17号　(27～29)－18号

(30～34)－20号

第31図

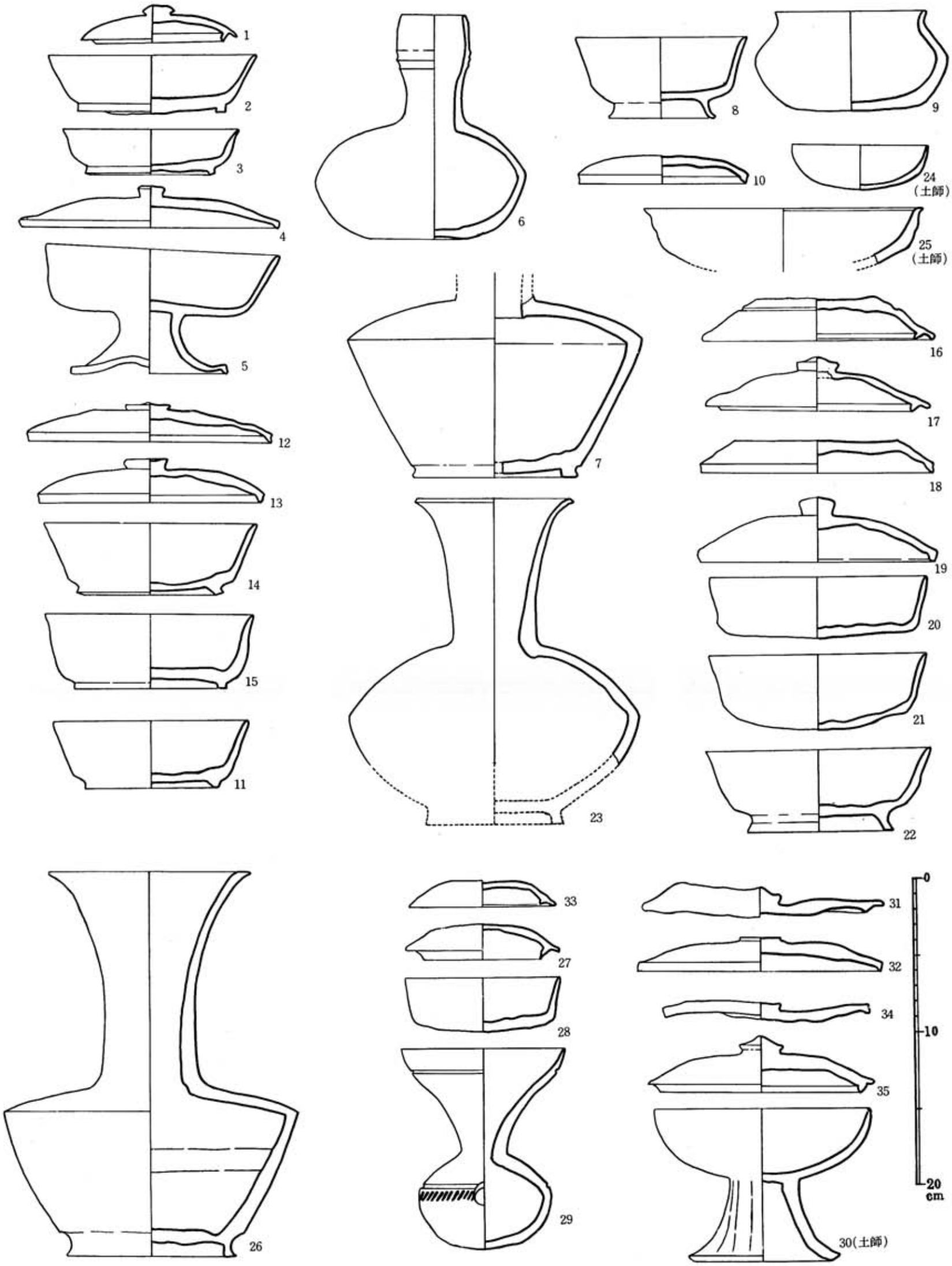

第32図　第3区
(1～7)－1号 (8)－2号 (9)－3号 (10, 11)－4号
(12～15)－5号 (16～25)－6号

第7区
(31, 32)－3号　(33)－5号
(34, 35)－6号

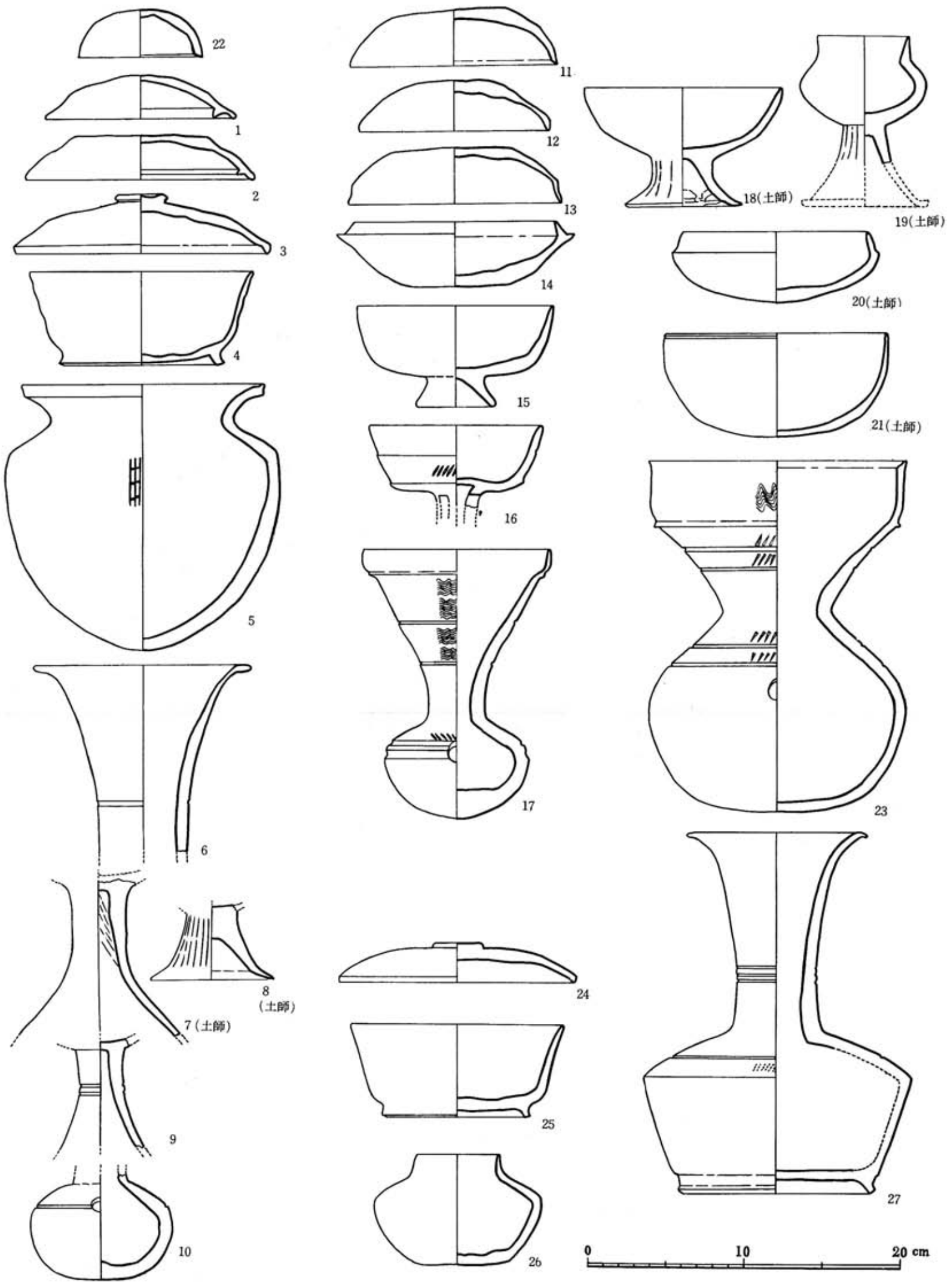

第33図　第5区
(1～5)－1号 (6～10)－2号 (11～23)－4号
(24～27)－6号

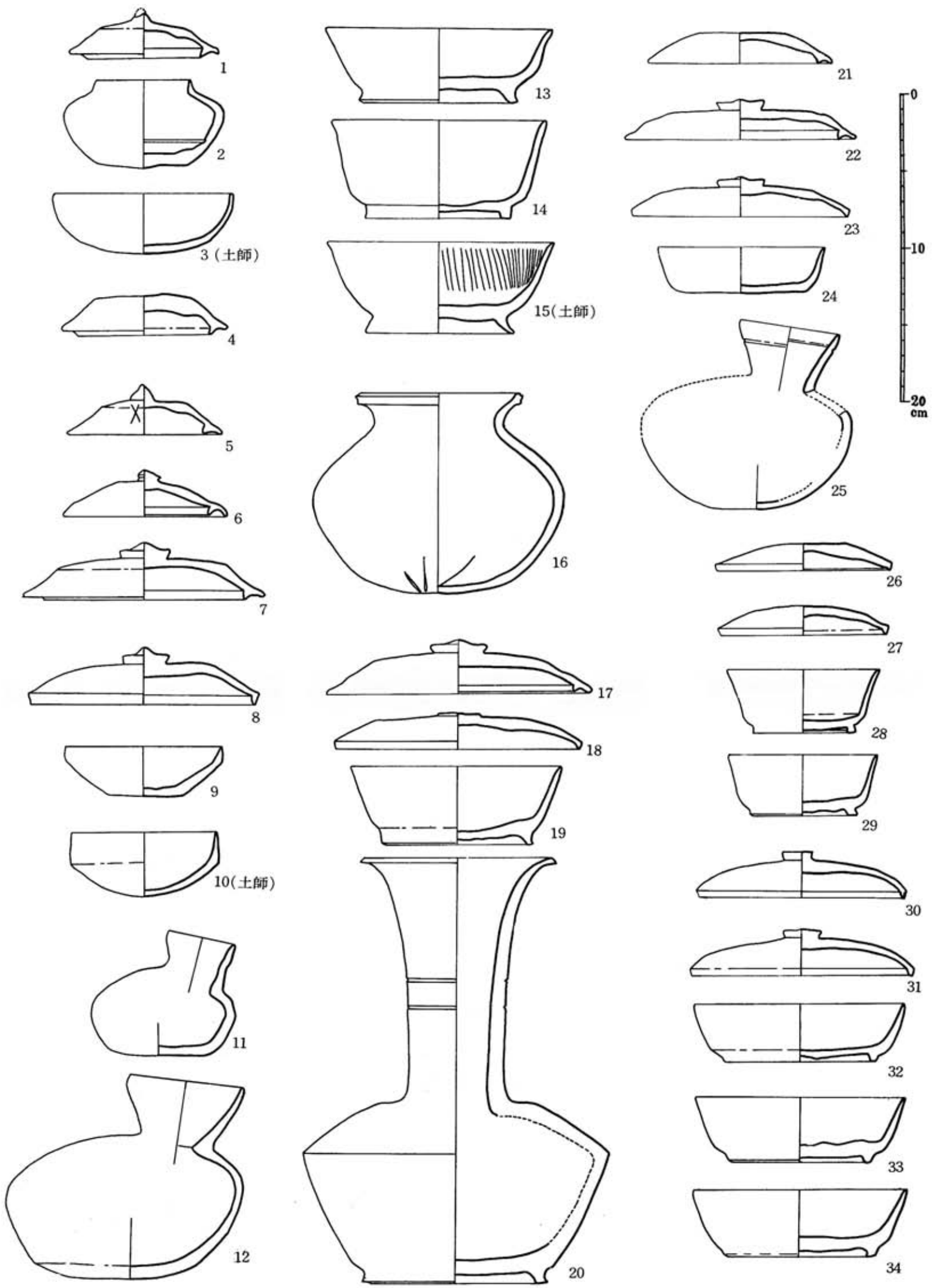

第34図　第６区
（１～３）－３号（４～16）－４号（17～20）－５号
（21～25）－７号（26～29）－８号（30～34）－10号

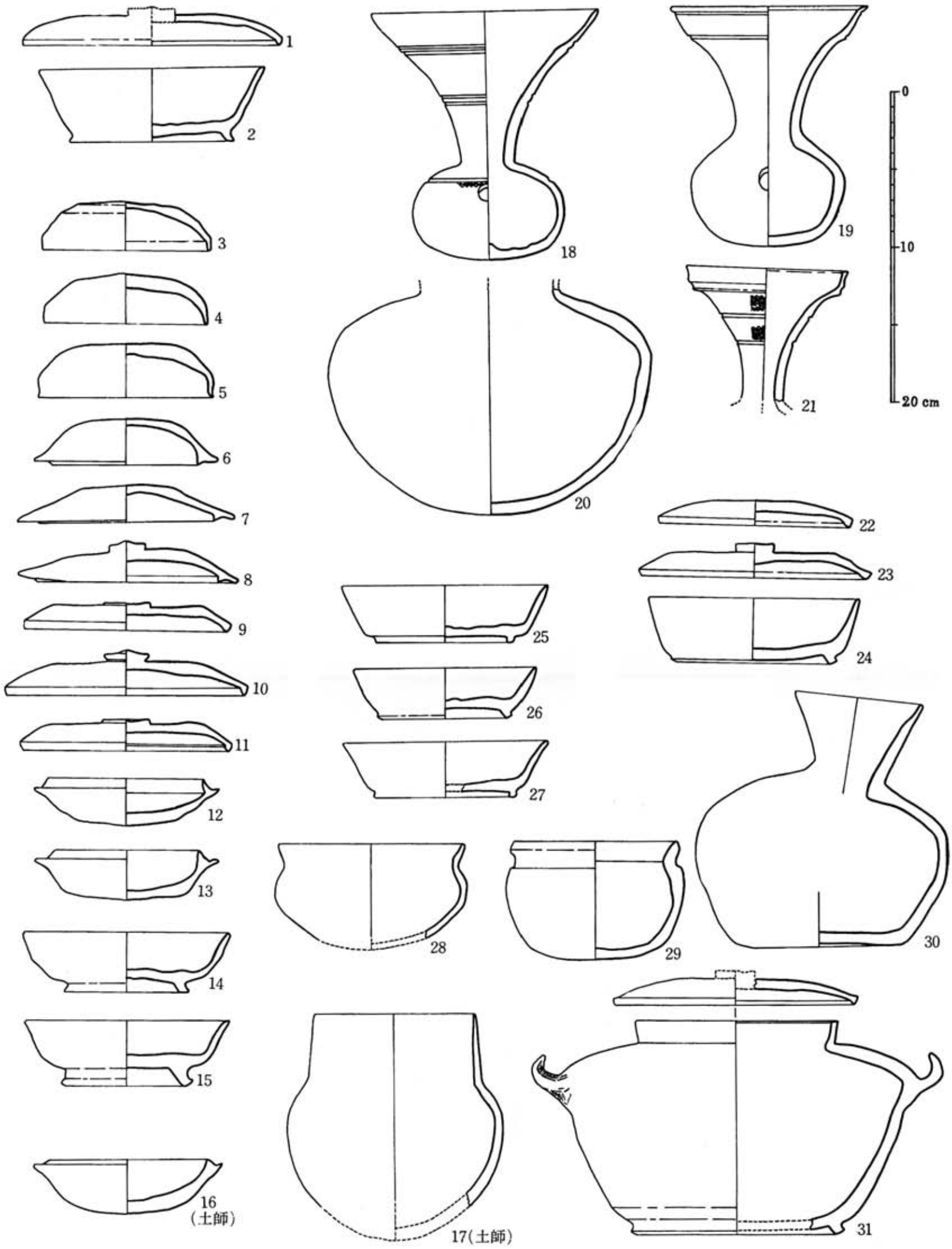

第35図　第5区 5号(1～17)　イ号(18～24)　第7区 7号(25～31)

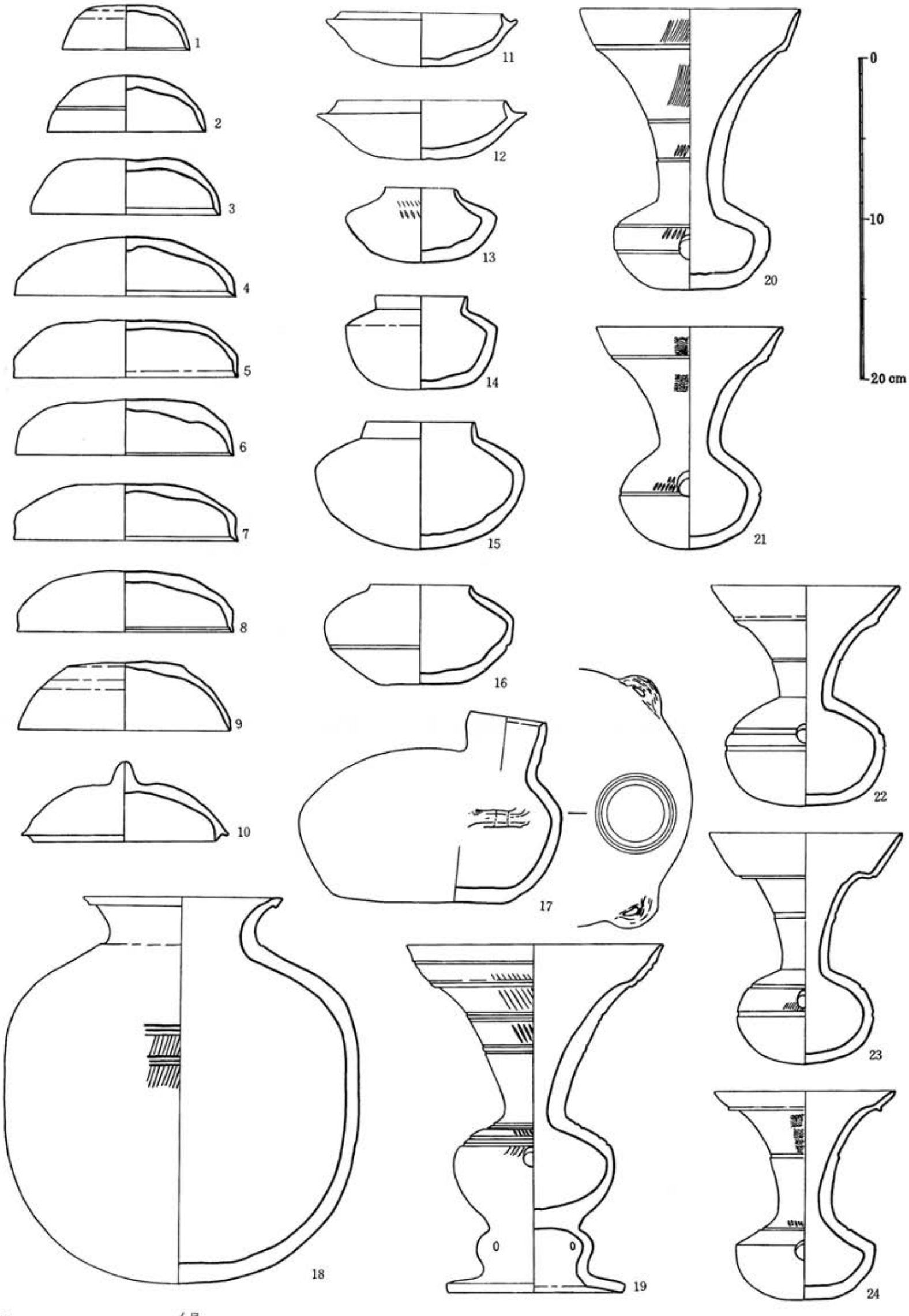

第36図

イ号

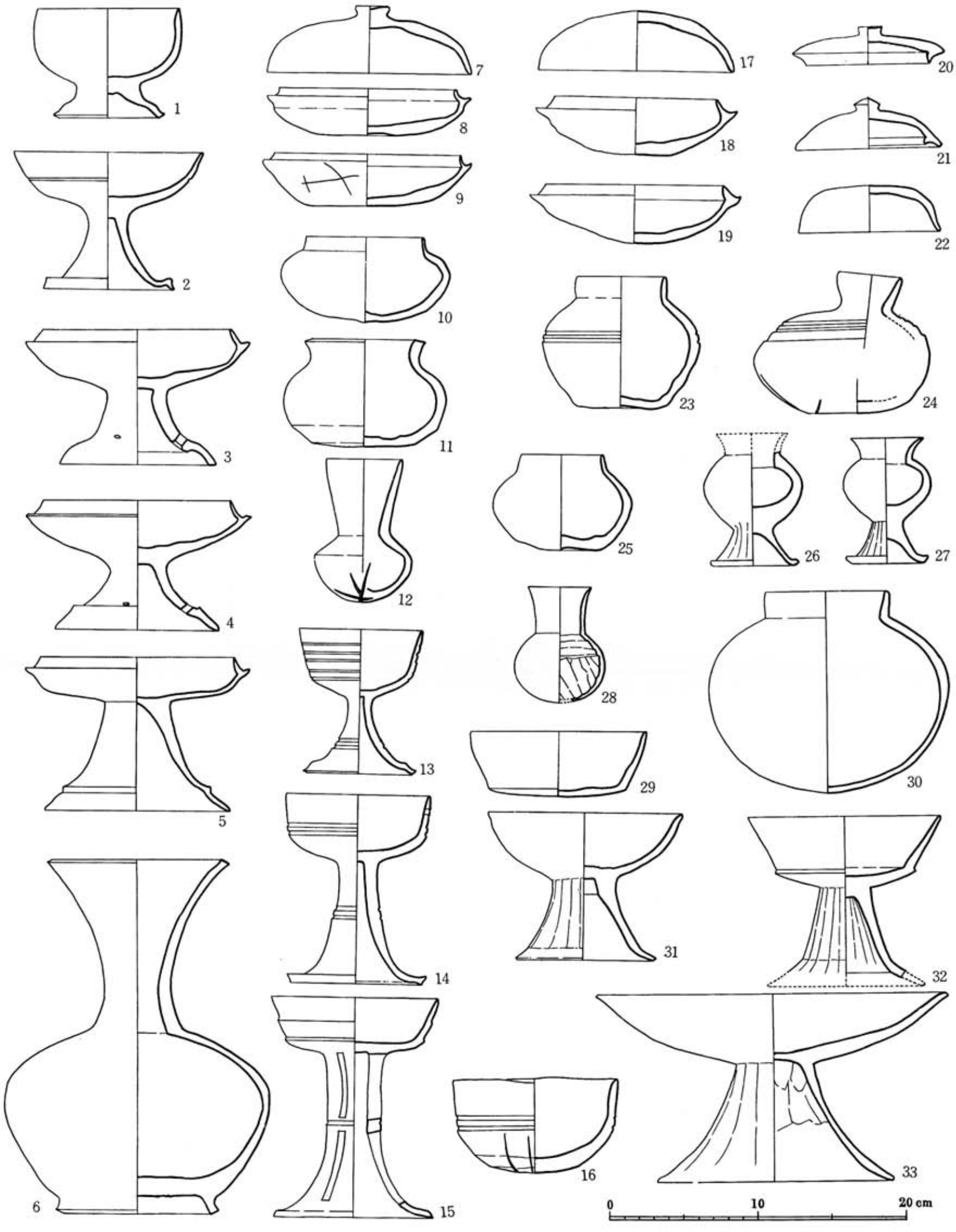

第37図

イ号――1～5・7～16(須恵器)
26～33(土師器)

ロ号――17～25(須恵器)
ハ号――6(須恵器)

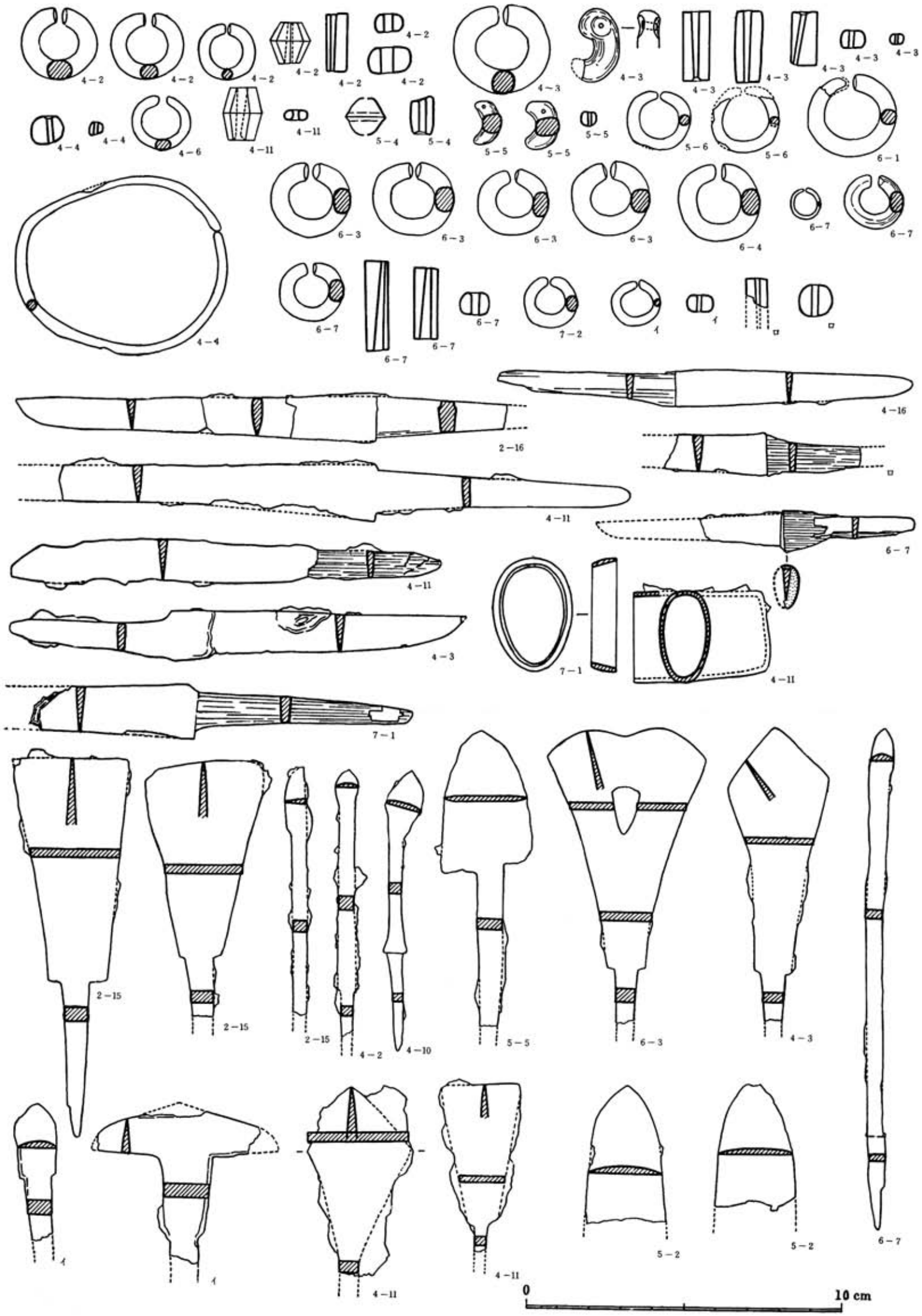

第38図　　装身具・刀子・刀装具・鏃

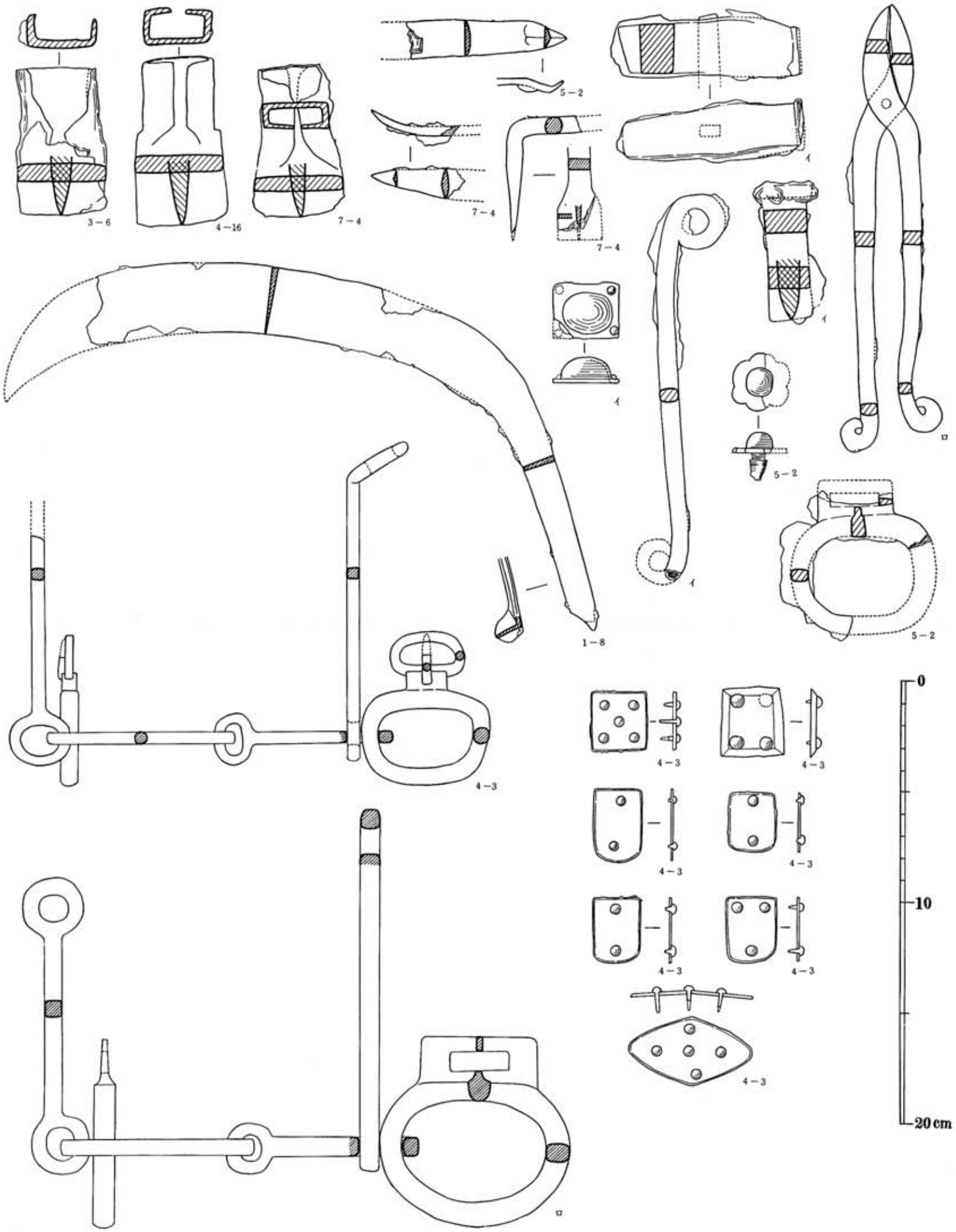

第39図　工具・馬具

昭和四十一年二月二十五日　印　刷
昭和四十一年三月十五日　発　行

編　集　佐賀県教育庁社会教育課
発　行　佐賀県教育委員会

印刷所　福博印刷株式会社
佐賀市兵庫町修理田七二ノ二

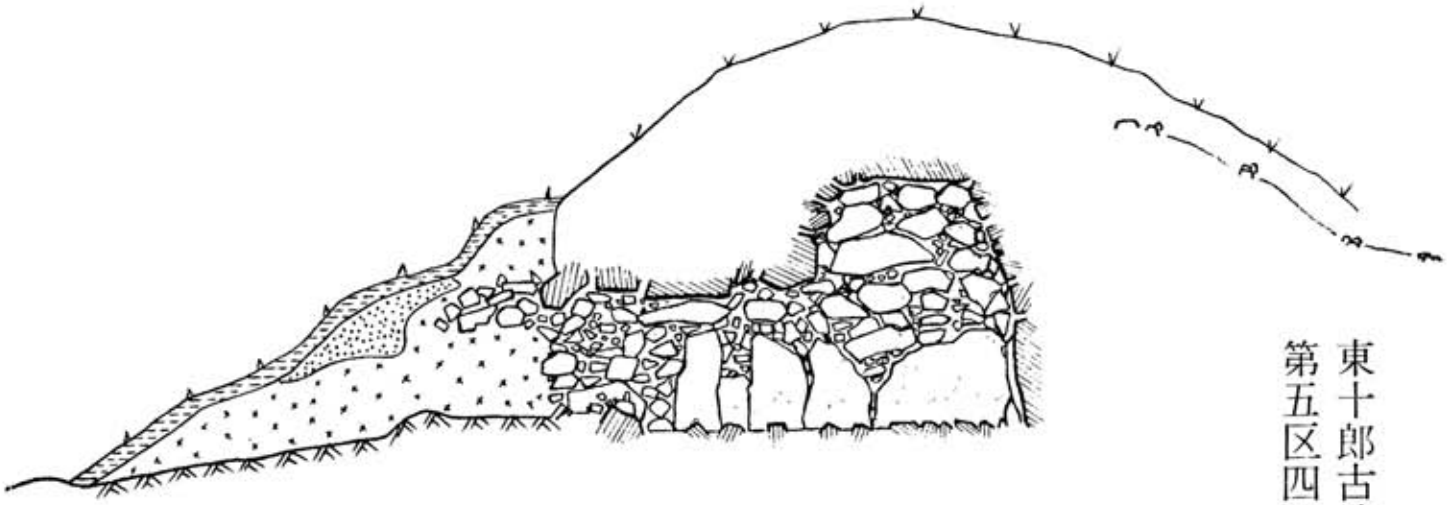

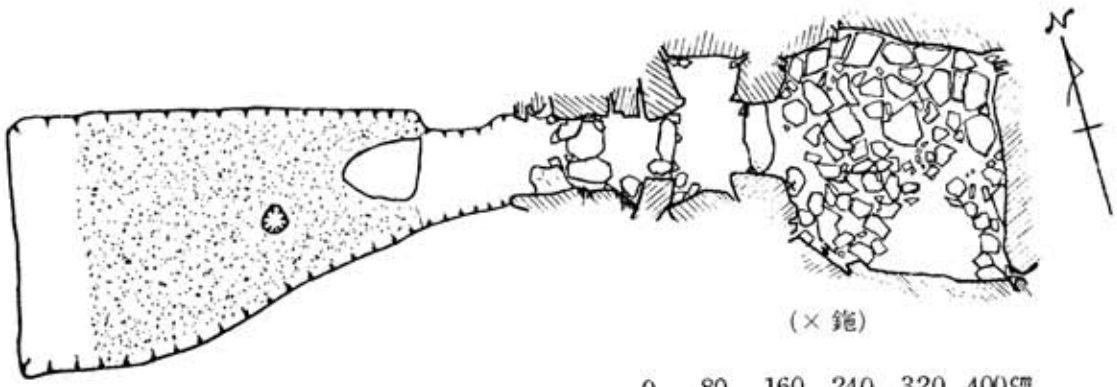

東十郎古墳群中の王者
第五区四号墳

社会教育課・安　本